

令和5年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

令和7年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計129地方公共団体からの報告に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間を対象に

（Ⅰ）特定施設の届出等の状況

（Ⅱ）特定施設に係る規制事務実施状況

（Ⅲ）設置者による測定結果報告状況

（Ⅳ）土壌汚染対策の状況

（Ⅴ）都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係る区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

令和7年3月

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	9
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	9

図 表 目 次

図 1	特定施設数の推移	1
表 1	大気基準適用施設に係る届出等の状況	2
図 2	大気基準適用施設の種別割合（令和 5 年度末現在）	2
表 2	水質基準対象施設に係る届出等の状況	3
図 3	水質基準対象施設の種別割合（令和 5 年度末現在）	3
表 3	規制事務実施状況	6
表 4	設置者による測定結果報告状況	7
表 I - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 I - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 I - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）	13
表 I - 4	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）	14
表 I - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）	15
表 I - 6	水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）	16
表 I - 7	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種別－都道府県・政令市別）	17
表 I - 8	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種別・総括－都道府県・政令市別）	21
表 I - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	31
表 I - 10	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	35
表 I - 11	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）	45
表 I - 12	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	46
表 II - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）	47
表 II - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）	47
表 II - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）	49
表 II - 4	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	50
表 II - 5	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	53
表 II - 6	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	54
表 II - 7	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	63
表 III - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	74
表 III - 2	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	75

表Ⅲ－３	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別) ……………	76
表Ⅲ－４	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別) ……………	92
表Ⅲ－５	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……………	106
表Ⅲ－６	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－都道府県・政令市別) ……………	107
表Ⅲ－７	設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国) ……………	109
表Ⅳ－１	環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等 (全国) ……………	110
表Ⅳ－２	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況 (全国) ……………	110
表Ⅳ－３	報告徴収及び立入検査等件数 (土壌関係－全国) ……………	111
表Ⅳ－４	報告徴収及び立入検査等件数 (土壌関係／特定事業場種類別－都道府県・政令市別) ……………	112
表Ⅴ－１	都道府県・政令市における条例制定状況 (全国) ……………	116

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I－1、2、図1）

表 I－1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I－2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

令和6年3月31日において、大気基準適用施設数は7,898、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて3,229である。また、水質基準対象施設が設置されている特定事業場（以下「水質基準適用事業場」という。）の事業場数は、水質関係が1,373である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数7,907、水質基準対象施設数3,233であり、事業場数は、水質関係1,377である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成17年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。令和5年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

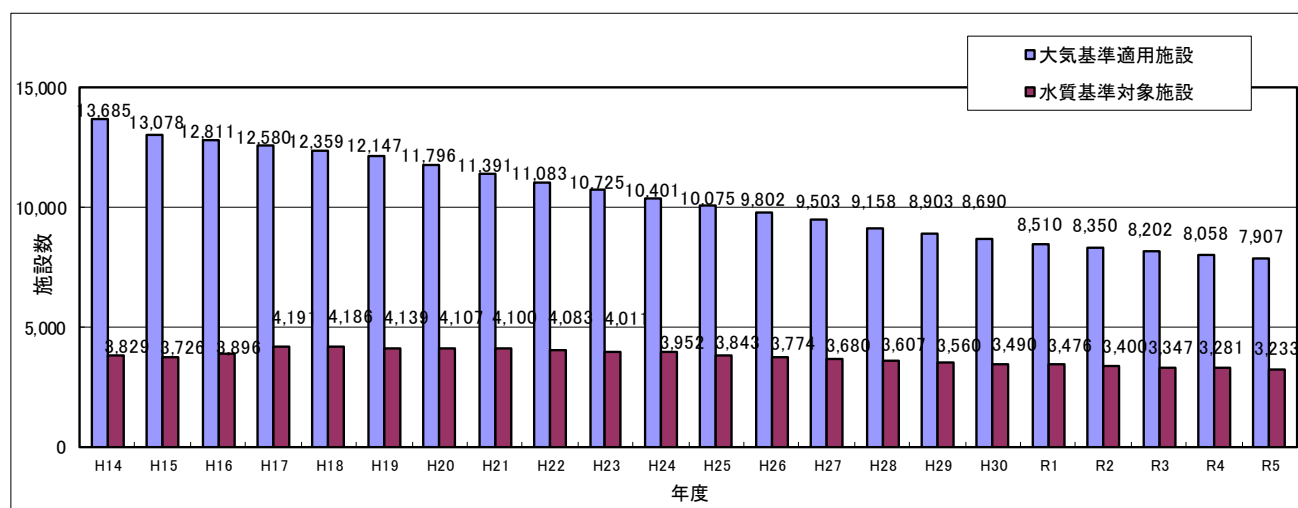


図1 特定施設数の推移

1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I－3～6、表 1、2、図 2、3）

（1）大気基準適用施設

表 I－3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る届出等の状況

法に基づく施設	令和 4 年度末の施設数	8, 0 4 9
	令和 5 年度末の施設数	7, 8 9 8
鉱山保安法等 関係法令施設	令和 5 年度末の施設数	9
計	令和 5 年度末の施設数	7, 9 0 7

令和 5 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 7, 0 1 1 施設であり、全体の 8 8. 7 %を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 7 5 0 施設、製鋼用電気炉 9 5 施設となっている（図 2）。

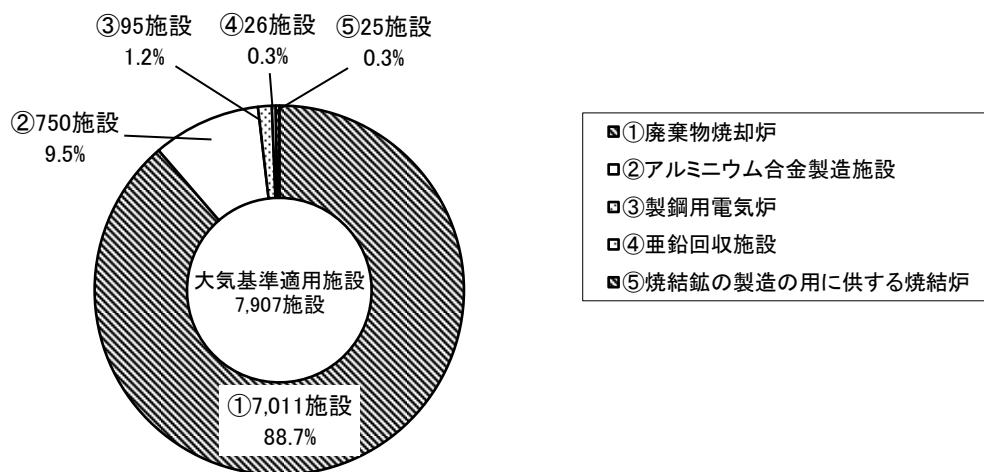


図 2 大気基準適用施設の種類別割合（令和 5 年度末現在）

（2）水質基準対象施設

表 I－4 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた（表 2）。なお、法に基づく届出等の状況及び鉱山保安法等関係法令施設の状況を表 I－5 に、瀬戸内海法に基づく届出等の状況を表 I－6 にまとめた。

表2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び 瀬戸内海法に 基づく施設	令和4年度末の施設数（事業場数）	3, 277 (1, 410)
	令和5年度末の施設数（事業場数）	3, 229 (1, 373)
鉱山保安法等関係	令和5年度末の施設数（事業場数） ^{注1)}	4 (4)
計	令和5年度末の施設数（事業場数）	3, 233 (1, 377)

注1) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。

令和5年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が1, 476施設、灰の貯留施設が825施設であり、合わせて、全体の71.2%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が238施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が205施設となっている（図3）。

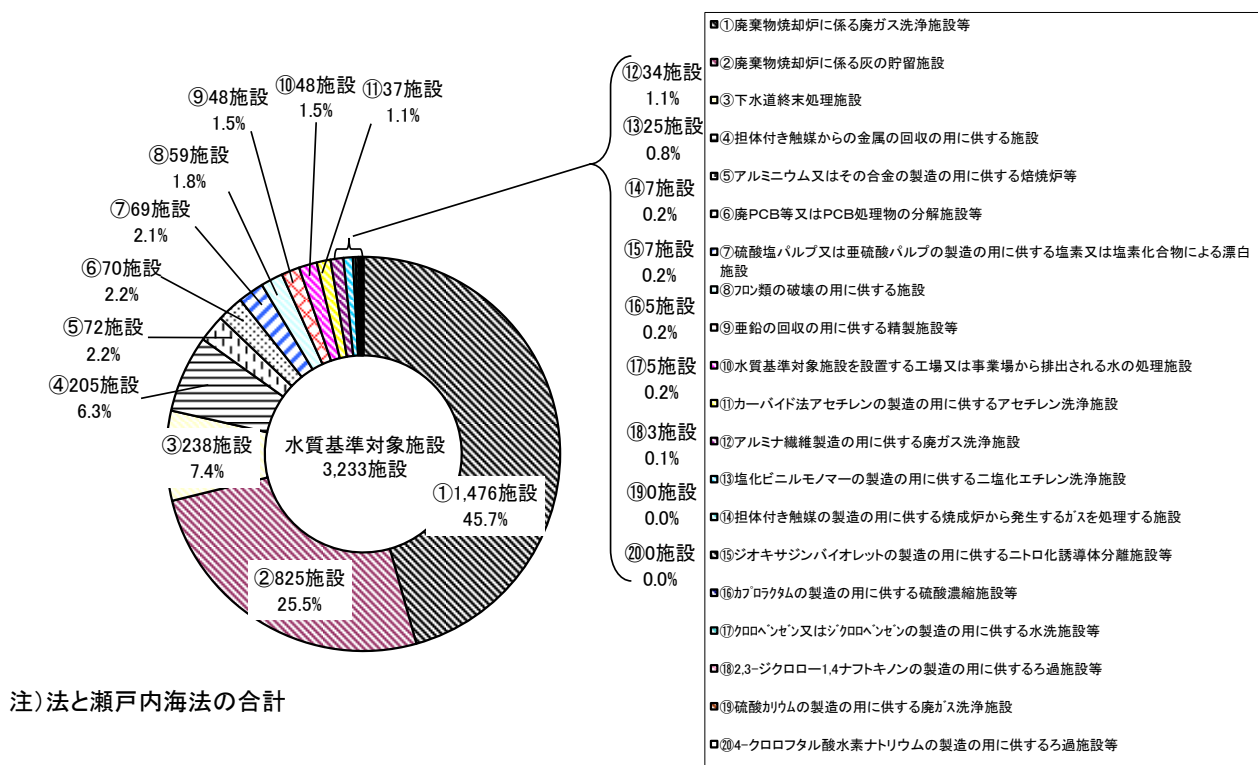


図3 水質基準対象施設の種類の割合^{注)}（令和5年度末現在）

1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表 I－7～12）

表 I－7 に大気基準適用施設、表 I－8 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下同じ。）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I－9 に大気基準適用施設、表 I－10 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条第2項に基づく国の行政機関の長からの通知、法第35条第3項に基づく都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）からの要請^{注2）}及び法第36条第2項に基づく都道府県知事等による資料の送付等協力の要求又は意見具申の件数は表 I－11 に全国の状況を、表 I－12 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

注2）法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～５、表３）

表Ⅱ－１に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに表Ⅱ－２に命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた（表３）。なお、個別の排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅱ－４（大気基準適用施設）及び表Ⅱ－５（水質基準適用事業場）にまとめた。

全国で、法第３４条第１項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係２，６８４件、水質関係５３４件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係１５件、水質関係０件であった。また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係７７０件（口頭指導４０９件、文書指導３６１件）、水質関係３５件（口頭指導１４件、文書指導２１件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第３４条第１項^{注３）}）及び設置者による測定（法第２８条第１項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設４５件、水質基準適用事業場０件であり、それらのうち、１５件に対しては、法第２２条第１項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令６件、一時停止命令９件、水質基準適用事業場について改善命令０件、一時停止命令０件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

注３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく測定等を含む。

表3 規制事務実施状況

	大気基準 適用施設	水質基準 適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	2, 684	534
命令件数 ^{注4}	15	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	6	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	0
指導件数 ^{注4) 注5)}	770	35
口頭指導	409	14
排出基準超過施設への措置状況	64	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	194	7
その他	151	7
文書指導	361	21
排出基準超過施設への措置状況	24	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	302	13
その他	35	8
基準超過件数 ^{注6)}	45	0

注4) 命令及び指導件数には、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例で、令和6年度に執られた件数を含む場合がある。

注5) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注6) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－6、7）

表Ⅱ－6に大気基準適用施設、表Ⅱ－7に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１、２、表４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１は大気基準適用施設、表Ⅲ－２は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである^{注７)}。その概要は、次のとおり（表４）。

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、大気基準適用施設における排出ガスの測定結果は、５，６６３施設（報告対象施設数７，９３１）から報告があった。また、水質基準適用事業場における排出水の測定結果は、４９３事業場（報告対象事業場数５８４）から報告があった。

注７）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。また、この調査において、「報告期限到来」とは、下記の基準日から１カ年を一区切りの期間として、区切りの１カ年を経過したことを言う。

〔大気基準適用施設の基準日〕

○既設施設：当該施設が特定施設となった日（＝法施行日：平成１２年１月１５日）

○新設施設：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

〔水質基準適用事業場の基準日〕

○既設施設により特定事業場となった事業場：当該事業場が水質基準適用事業場となった日（特定施設毎の基準日は下記）

・法施行令別表第二第１、６、１２、１５号、１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設を除く）、第１８、１９号に掲げる施設：法施行日：平成１２年１月１５日

・法施行令別表第二第１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設に限る）に掲げる施設：改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令施行日：平成１２年１０月１日

・法施行令別表第二第３、７、８号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１３年１２月１日

・法施行令別表第二第２、４、１１、１３号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１４年８月１５日

・法施行令別表第二第９、１０号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１６年１月１日

・法施行令別表第二第５、１４、１７号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１７年９月１日

○新設施設により特定事業場となった事業場：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

表４ 設置者による測定結果報告状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数	５，６６３	４９３
未報告件数	２，２６８	９１
（報告対象数）	（７，９３１）	（５８４）

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－3、4）

表Ⅲ－3に大気基準適用施設、表Ⅲ－4に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－5、6）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－5に全国の状況を、表Ⅲ－6に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－7）

表Ⅲ－7に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ． 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－１に環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等を、表Ⅳ－２に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－３に全国の状況を、表Ⅳ－４に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ． 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－１に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

令和６年３月３１日現在、法第８条第３項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、１６地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）^{注1）注2）}

大気基準適用施設		令和6年3月31日 現在届出施設数	【参 考】 令和5年 3月31日現在 届出施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		25 (25)	29 (29)
製鋼用電気炉		95 (95)	94 (94)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		26 (26)	24 (24)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		750 (750)	746 (746)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	1,068 (1,061)	1,089 (1,082)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,199 (1,199)	1,226 (1,226)
	2 t/h未満 ^{注3)}	4,744 (4,742)	4,850 (4,848)
	小計	7,011 (7,002)	7,165 (7,156)
合計		7,907 (7,898)	8,058 (8,049)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	令和6年3月31日現在		【参 考】 令和5年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	25 (25)	69 (69)	71 (71)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	26 (26)	37 (37)	37 (37)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	34 (34)	34 (34)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	8 (8)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5 (5)	25 (25)	25 (25)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジシロキサンハイドロゲルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジシロキサンハイドロゲル洗浄施設及び熱風乾燥施設	0 (0)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	30 (30)	72 (72)	72 (72)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	9 (9)	48 (48)	51 (51)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		令和6年3月31日現在		【参 考】 令和5年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		8 (8)	205 (205)	207 (207)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	587 (585)	1,476 (1,474)	1,509 (1,507)
	灰の貯留施設	398 (398)	825 (825)	839 (839)
	小計	985 (983)	2,301 (2,299)	2,348 (2,346)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		14 (14)	70 (70)	70 (70)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		28 (28)	59 (59)	55 (55)
下水道終末処理施設		210 (210)	238 (238)	234 (234)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		25 (23)	48 (46)	49 (47)
合計		1,377 (1,373)	3,233 (3,229)	3,281 (3,277)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国） 注 1)

	令和5年3月31日 現在の設置基数	令和6年3月31日 現在の設置基数	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
			令和5年 3月31日 現在の 設置基数	令和6年 3月31日 現在の 設置基数
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉		29	0	0
製鋼用電気炉		94	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	9	0	0
	焼結炉	3	0	0
	溶鉄炉	2	0	0
	溶解炉	4	0	0
	乾燥炉	6	0	0
	小計	24	0	0
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	25	0	0
	溶解炉	681	0	0
	乾燥炉	40	0	0
	小計	746	0	0
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,082	7	7
	2t/h以上～4t/h未満	1,226	0	0
	2t/h未満	4,848	2	2
	200kg/h以上～2t/h未満	1,713	2	2
	100kg/h以上～200kg/h未満	2,331	0	0
	50kg/h以上～100kg/h未満	569	0	0
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	235	0	0
	小計	7,156	9	9
合 計		8,049	9	9

注 1) 法第 12 条及び第 13 条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注 2) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 3) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。
注 5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注 6) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注 7) 法に基づく届出がなされた施設を重複する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I－4 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国） 注1）

	令和5年 3月31日現在 の設置基数	令和6年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設		
				令和5年 3月31日 現在の 設置基数	令和6年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハパ（サファイトハパ）又は亜硫酸ハパ（サファイトハパ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	71	69	25	0	0	0
カーボン法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	37	37	26	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ガラス繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	34	34	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	8	7	4	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	25	25	5	0	0	0
カーボナリウムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロベキ分離施設、廃ガス洗浄施設	5	5	1	0	0	0
カーボナリウム又はシロベキの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	5	1	0	0	0
4-クロロアクリル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジブチル-1,4-ジブチルの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	3	1	0	0	0
ジエチルジシロキサンイソプレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジエチルジシロキサンイソプレート洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	7	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設、溶解炉又は乾燥炉の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	72	72	30	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	51	48	9	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	207	205	8	0	0	0
廃ガス洗浄施設、通式集じん施設、灰の貯留施設	1,507	1,474	585	2	2	2
あつて汚水又は廃液を排出するもの	839	825	398	0	0	0
小計	2,346	2,299	983	2	2	2
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	70	70	14	0	0	0
汚泥類の破壊の用に供する施設のうちガラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	55	59	28	0	0	0
下水道終末処理施設	234	238	210	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	47	46	23	2	2	2
合 計	3,277	3,229	1,373	4	4	4

注1）法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。なお、法に基づき届出等のみの結果は表I－6、瀬戸内海法に基づき許可等のみの結果は表I－7にそれぞれとりまとめた。

注2）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。

注3）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。

注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 1－5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注 1）

	令和5年 3月31日現在の 設置基数	令和6年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設		
				令和5年 3月31日 現在の 設置基数	令和6年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハル（リフトハル）又は亜硫酸ハル（サリファハル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	59	57	21	0	0	0
カーバート法でパルプの製造の用に供するアセチン洗浄施設	35	35	24	0	0	0
硫酸銅ハルの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	29	29	4	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	8	7	4	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	15	2	0	0	0
ガブロカムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	5	1	0	0	0
カーバート法でパルプの製造の用に供する水洗浄施設、廃ガス洗浄施設	5	5	1	0	0	0
4-ブロム化酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブクロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	3	1	0	0	0
ジオキシン、ジオキソンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシン、ジオキソンの製造の用に供する乾燥炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	70	70	29	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	39	36	7	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	207	205	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	1,366	1,330	535	2	2	2
	823	809	389	0	0	0
	2,189	2,139	924	2	2	2
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	69	69	14	0	0	0
アルミの破壊の用に供する施設のうちアラミ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	51	55	26	0	0	0
下水道終末処理施設	234	238	210	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	37	36	16	2	2	2
合 計	3,055	3,004	1,292	4	4	4

注 1） 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注 2） 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 3） 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 4） 事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注 5） 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなつたものを含む。
注 6） 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 I - 6 水質基準対象施設の届出等の状況 (許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域) 注1)

	令和5年 3月31日現在の 設置基数	令和6年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 (注6)
硫酸塩パルプ(ラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(セファイトパルプ)の製造の 用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	12	12	4
カーバイド法でチタンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2	2	2
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5	5	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理す る施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	10	10	3
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハリン分離施設、廃 ガス洗浄施設	0	0	0
クロロベンゾンはジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス 洗浄施設	0	0	0
4-クロロカルボン酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び 廃ガス洗浄施設	0	0	0
2,3-ジブクロロ-1,4-ナフタリンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄 施設	0	0	0
ジオキサン・ダイオキソの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元 誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ オキサン・ダイオキソの洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	7	0
アミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥 炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	2	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じ ん施設	12	12	2
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施 設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	141	144	50
	16	16	9
	157	160	59
	小計		
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設	1	1	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちフラスコ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設	4	4	2
下水道終末処理施設	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の 処理施設	10	10	7
合 計	222	225	81

注1) 法に基づく届出は含まない。
注2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅰ－７（１a） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－都道府県別)

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設			
			焙焼炉	焼結炉	溶鉾炉	溶解炉	乾燥炉	小 計	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小 計
	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数
北海道	1	2								14	1	15
青森県												
岩手県												
宮城県		2								1		1
秋田県												
山形県												
福島県			2					2	1	24	2	27
茨城県	2	6	2					2	3	23	3	29
栃木県		2							3	44	3	50
群馬県		1				1		1	1	11	2	14
埼玉県		3								25	2	27
千葉県				3				3		5		5
東京都		1										
神奈川県		1										
新潟県		3								9		9
富山県		1								40		40
石川県										1		1
福井県									1	11		12
山梨県										1	1	2
長野県										12	1	13
岐阜県									1	3		4
静岡県									5	60	5	70
愛知県	3	10				1		1	3	152	5	160
三重県									2	29	1	32
滋賀県										19	3	22
京都府										3		3
大阪府		1									1	1
兵庫県	1	1							2	3		5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県										2		2
島根県		3										
岡山県										3	1	4
広島県												
山口県		10								4		4
徳島県												
香川県									1	2		3
愛媛県			2				1	3				
高知県												
福岡県					1		2	3		20	1	21
佐賀県		1								4		4
長崎県										1		1
熊本県		1								16	1	17
大分県									1	2		3
宮崎県										1		1
鹿児島県												
沖縄県		1										

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－政令市別)

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設			
			焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小 計	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小 計
	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数
札幌市		1										
仙台市		1										
さいたま市												
千葉市	2	1										
横浜市										3		3
川崎市		4										
相模原市												
新潟市												
静岡市										9		9
浜松市										10		10
名古屋市		1								13		13
京都市										11	1	12
大阪市		7										
堺市		5								6	1	7
神戸市												
岡山市												
広島市										1	1	2
北九州市	3	4							1	1		2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市		1		1	1			2				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市			1	1			2	4		2		2
水戸市												
宇都宮市		1										
前橋市										1		1
高崎市												
川越市										1		1
川口市		1										
越谷市												
船橋市		1										
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市		1								2		2
金沢市												
福井市										2	1	3
甲府市												
長野市												
松本市										7	1	8
岐阜市		2										
豊橋市		1								4		4
岡崎市										2		2
一宮市												
豊田市										14	1	15
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市		1										
八尾市										8	2	10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市		7	1	1			3	5	1	14		15
尼崎市										1		1
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3	2										
鳥取市												
松江市												
倉敷市	4	3								8		8
呉市												
福山市	4											
下関市										11		11
高松市										1		1
松山市												
高知市												
久留米市										5		5
長崎市												
佐世保市												
大分市	2											
宮崎市												
鹿児島市										1		1
那覇市												
合計	25	95	8	6	2	4	6	26	26	683	41	750

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－７（２a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計
	4t/h以上	2t/h以上～ 4t/h未満	200kg/h以上～ 2t/h未満	100kg/h以上～ 200kg/h未満	50kg/h以上～ 100kg/h未満	50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)	小 計	
	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	
北海道	16	31	85	61	13	7	213	231
青森県	2	17	24	41	7	4	95	95
岩手県	4	17	14	69	4	3	111	111
宮城県	9	17	23	44	8	4	105	108
秋田県	3	9	34	15	2	5	68	68
山形県	6	6	12	51	2	4	81	81
福島県	9	24	34	7	12	3	89	118
茨城県	28	51	52	150	16	8	305	344
栃木県	12	31	22	53	15	2	135	187
群馬県	12	20	23	18	10	2	85	101
埼玉県	35	72	48	15	27	5	202	232
千葉県	46	58	43	60	14	10	231	239
東京都	105	35	29	31	31	12	243	244
神奈川県	34	21	13	25	9		102	103
新潟県	6	48	42	46	16	12	170	182
富山県	6	9	14	18	7	2	56	97
石川県		15	23	33	2		73	74
福井県		9	16	18	4	1	48	60
山梨県	3	15	10	15	5	4	52	54
長野県	2	16	36	27	3	4	88	101
岐阜県	2	28	43	53	22	4	152	156
静岡県	24	34	51	65	17	15	206	276
愛知県	43	43	42	29	11	2	170	344
三重県	21	25	39	61	9	4	159	191
滋賀県	4	19	30	24	2	5	84	106
京都府	4	17	24	25	3		73	76
大阪府	24	29	15	12	7	3	90	92
兵庫県	13	25	41	71	16	2	168	175
奈良県	6	17	34	86	12	2	157	157
和歌山県		11	22	25	6	5	69	69
鳥取県	3	5	16	18		1	43	45
島根県	3	2	14	16	1	3	39	42
岡山県	4	13	24	58	3	2	104	108
広島県	4	11	25	24	20	3	87	87
山口県	13	18	32	34	10	7	114	128
徳島県	1	19	36	44	5	2	107	107
香川県	5	6	19	58	8		96	99
愛媛県	15	17	28	51	10	6	127	130
高知県		11	17	57	6	1	92	92
福岡県	12	25	29	64	23	7	160	184
佐賀県	6	9	18	26	3	4	66	71
長崎県	5	13	36	16	3		73	74
熊本県	1	22	34	35	2	3	97	115
大分県	2	12	15	10	3	2	44	47
宮崎県	7	6	14	25	2		54	55
鹿児島県		22	44	78	8	5	157	157
沖縄県	9	19	29	17	6	6	86	87

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－７（２b） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉							小 計	合 計
	4t/h以上	2t/h以上～ 4t/h未満	200kg/h以上～ 2t/h未満	100kg/h以上～ 200kg/h未満	50kg/h以上～ 100kg/h未満	50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数			
札幌市	11	5	4	3		2	25	26	
仙台市	11	3	3	7			24	25	
さいたま市	14		3	1	3	2	23	23	
千葉市	14	5	5	9	3	1	37	40	
横浜市	26	6	3	8	12	3	58	61	
川崎市	18	6	10		3	2	39	43	
相模原市	7	1	8	2	2		20	20	
新潟市	9	7	10	10	4	2	42	42	
静岡市	7	3	6	14	6	1	37	46	
浜松市	9	7	6	13		1	36	45	
名古屋市	18	2	2	8	2	2	34	48	
京都市	9	4	4	15	9	2	43	55	
大阪市	17	5	8	2	1		33	40	
堺市	13	2	5	6	2		28	40	
神戸市	11	3	1	9	1		25	25	
岡山市	6	1	25	6	1	1	40	40	
広島市	6	5	12	9	1		33	35	
北九州市	17	3	14	6			40	49	
福岡市	10	2	1	3			16	16	
熊本市	4		6	7	1		18	18	
函館市	3	1	3	3			10	10	
旭川市	2	2	1	4		1	10	10	
青森市	5		2	9	3	1	20	20	
八戸市	7	2	4	4	3	1	21	24	
盛岡市	3	3	6	3	1	1	17	17	
秋田市	3	5	5	3			16	16	
山形市	1	1		4	1		7	7	
福島市	4			3	2	1	10	10	
郡山市	4	1	1	5	2		13	13	
いわき市	13	5	4	1	1		24	30	
水戸市	3			3			6	6	
宇都宮市	4	5	4	3			16	17	
前橋市	3	1	3	10	4	1	22	23	
高崎市	6	3	5	4	4	1	23	23	
川越市	2	3	2	1	1		9	10	
川口市	5				1		6	7	
越谷市	4			1	3	1	9	9	
船橋市	8		1	2	2		13	14	
柏市	5	3	2	1	1		12	12	
八王子市	4	3	3	4	3	2	19	19	
横須賀市	6	3		2			11	11	
富山市	4		9	12	4	1	30	33	
金沢市	5	4	4	7	2		22	22	
福井市	4	2	3	5	2	2	18	21	
甲府市		2	1		1		4	4	
長野市	3	2	6	3			14	14	
松本市	3	2	1	4			10	18	
岐阜市	5	3	4	6	4	1	23	25	
豊橋市	4	6	2	2			14	19	
岡崎市	7		3	3	1		14	16	
一宮市	3		2				5	5	
豊田市	3	2	3	1	1		10	25	
大津市		5	2	4			11	11	
豊中市	4	1					5	5	
吹田市	2	2		1		1	6	6	
高槻市	3	2	1	3			9	9	
枚方市	4	2	1	2	1		10	11	
八尾市	2		1			1	4	14	
寝屋川市	2		3				5	5	
東大阪市									
姫路市	11	11	4	6			32	59	
尼崎市	6	3	4	1	2		16	17	
明石市	3	2					5	5	
西宮市									
奈良市	4		4	13	3	2	26	26	
和歌山市	7	4	11	8	1	3	34	39	
鳥取市	2	1	4	10	3		20	20	
松江市		5			1		6	6	
倉敷市	12	7	10	4			33	48	
呉市	4		5	6	1		16	16	
福山市	7	6	6	22	1		42	46	
下関市	2		5	5			12	23	
高松市	5		4	8			17	18	
松山市	7	3	8	9	1		28	28	
高知市	3		4	12	1		20	20	
久留米市	3	2	3	3	2		13	18	
長崎市	6		1	1	1		9	9	
佐世保市	4	4	5	2		1	16	16	
大分市	9	2	8	4	1		24	26	
宮崎市	3	1	1	8	1		14	14	
鹿児島市	4	3	12	12	3		34	35	
那覇市									
合計	1061	1199	1695	2274	546	227	7002	7898	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－８（１a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	硫酸塩ペル ^{（カタトペル）} 又は亜硫酸ペル ^{（キルファイトペル）} の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーボート ^{（アセチン）} の製造の用に供するアセチン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{（注２）}	施設数	事業場数 ^{（注２）}	施設数	事業場数 ^{（注２）}	施設数	事業場数 ^{（注２）}	施設数	事業場数 ^{（注２）}	施設数
北海道	4	15	2	2						
青森県										
岩手県	1	1								
宮城県	2	6	1	1						
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県			1	1					1	2
栃木県			1	1						
群馬県			1	1						
埼玉県										
千葉県			1	1			1	4		
東京都										
神奈川県			1	1					1	2
新潟県			1	6			1	14		
富山県	1	3	1	1						
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県							1	8		
岐阜県	1	3								
静岡県		1					1	3		
愛知県	1	2	2	2						
三重県	1	1								
滋賀県										
京都府			1	1						
大阪府										
兵庫県			1	1						
奈良県										
和歌山県										
鳥取県	1	4								
島根県	1	1								
岡山県			1	1						
広島県										
山口県	1	2								
徳島県	1	2								
香川県			1	1			1	5		
愛媛県	2	8								
高知県										
福岡県			1	1						
佐賀県										
長崎県										
熊本県	1	1								
大分県										
宮崎県	1	2								
鹿児島県	1	1								
沖縄県										

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－８（１b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	硫酸塩ペーパー（タフトペーパー）又は亜硫酸ペーパー（キルフトペーパー）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーペット・タフゼレンの製造の用に供するアセチン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市			1	1						
横浜市			1	3						
川崎市										
相模原市										
新潟市	1	3							1	2
静岡市			1	4						
浜松市										
名古屋市									1	1
京都市										
大阪市										
堺市			1	1						
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市			2	3						
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市	1	3								
青森市										
八戸市	1	7	1	1						
盛岡市										
秋田市	1	1								
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市	1	2	1	1						
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市			1	1						
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	25	69	26	37	0	0	5	34	4	7

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（２a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		α-ピラジラムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はシクロヘキセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン [＊] の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県									1	3
茨城県	1	9								
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県			1	5						
三重県	1	6								
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県	1	4								
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県	2	6								
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－８（２b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はシクロヘキセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-クロロフタル酸水素トリガムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		2,3-ジクロロ-1,4-ナフチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市					1	5				
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	5	25	1	5	1	5	0	0	1	3

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（３a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
 (施設種類別・総括一都道府県別)

	シリコナインハイドロの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコナインハイドロ洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県			2	2	1	4		
茨城県			2	3				
栃木県			1	3				
群馬県					1	4		
埼玉県			1	1			5	48
千葉県								
東京都								
神奈川県								1
新潟県								
富山県			4	6	1	1		
石川県								
福井県			1	4				
山梨県								
長野県								
岐阜県			1	3				
静岡県			5	15			2	150
愛知県			2	2	1	1	1	6
三重県			1	2				
滋賀県			3	7				
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県		7		1	1	1		
高知県								
福岡県					1	9		
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－８（３b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
 （施設種類別・総括一政令市別）

	シリコンペイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンペイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市			1	3				
浜松市			1	1				
名古屋市			1	7				
京都市			1	7				
大阪市								
堺市			1	1				
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市					1	11		
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市				1	1	6		
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
松本市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
一宮市								
豊田市			1	2				
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市					1	11		
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市			1	1				
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	0	7	30	72	9	48	8	205

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注５）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（４a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの				廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小 計					
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数
北海道	14	39	6	8	20	47	2	7		
青森県	11	29		10	11	39				
岩手県	4	4	2	11	6	15				
宮城県	1	5			1	5			1	1
秋田県	2	3	5	6	7	9				
山形県	4	4	8	8	12	12				
福島県	4	17	18	25	22	42	1	3		
茨城県	18	52	12	17	30	69			1	1
栃木県	1	2	7	9	8	11			1	3
群馬県		2	11	12	11	14				
埼玉県	34	84	18	41	52	125			2	4
千葉県	27	73	10	23	37	96			2	3
東京都	27	119	14	76	41	195	1	2		
神奈川県	10	39	6	21	16	60			1	2
新潟県	10	16	16	22	26	38				
富山県	4	21	3	5	7	26	1	1		
石川県	4	5	6	8	10	13				
福井県	1	2	3	4	4	6				
山梨県	1	1	3	3	4	4				
長野県	7	18	2	8	9	26				1
岐阜県	22	28			22	28			1	1
静岡県	20	35	5	14	25	49			1	2
愛知県	21	41	13	16	34	57	1	1	3	3
三重県	9	17	4	5	13	22				
滋賀県	5	15	5	5	10	20				
京都府	2	5	8	16	10	21				
大阪府	12	38	4	13	16	51				2
兵庫県	12	23	17	26	29	49		1		
奈良県	10	16	9	11	19	27				
和歌山県	2	2	9	11	11	13				
鳥取県	1	1	2	4	3	5				
島根県	4	9	2	3	6	12				
岡山県	5	7	12	18	17	25				
広島県	8	11	1	2	9	13			1	2
山口県	15	37	3	3	18	40			1	3
徳島県	12	24	5	6	17	30				
香川県	7	12	6	9	13	21			1	1
愛媛県	8	19	3	5	11	24	1	3		
高知県	4	4			4	4				
福岡県	12	23	9	17	21	40				
佐賀県	6	6	2	2	8	8	1	1	1	2
長崎県	2	5	4	4	6	9				
熊本県	2	3	1	1	3	4				
大分県										
宮崎県	2	3	1	1	3	4				
鹿児島県			1	1	1	1				
沖縄県	10	15	2	2	12	17			1	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－８（４b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設		小 計					
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
札幌市		16	4	9	4	25				
仙台市	2	7	3	3	5	10				
さいたま市	2	6	4	5	6	11				
千葉市	3	14	1	10	4	24				
横浜市	4	20	4	20	8	40				
川崎市	10	34	4	4	14	38				
相模原市	8	22		7	8	29			1	2
新潟市	6	7	1	2	7	9			2	2
静岡市	5	9	2	2	7	11			1	2
浜松市	3	10		3	3	10				
名古屋市長	4	21	3	5	7	26				
京都市	4	10		4	4	14				
大阪市	9	26		8	9	34	3	4		
堺市	2	2	6	8	8	10			1	1
神戸市	1	3	4	8	5	11				
岡山市	6	6	1	1	7	7				
広島市	11	22	1	6	12	28				
北九州市	3	19	11	63	14	82	1	6		
福岡市	3	13	1	4	4	17				
熊本市		2	2	2	2	4				
函館市										
旭川市										
青森市	1	1	2	2	3	3				
八戸市	6	12		3	6	15				
盛岡市	1	2	1	1	2	3				
秋田市	4	9	1	1	5	10				
山形市			1	1	1	1				
福島市			2	6	2	6				
郡山市			2	2	2	2				
いわき市	6	23			6	23	1	1		5
水戸市										
宇都宮市	5	12		3	5	15				
前橋市	1	2	1	2	2	4				
高崎市	1	3	4	4	5	7				
川越市	2	4	2	4	4	8				
川口市	1	3	1	2	2	5				
越谷市		4	1	1	1	5				
船橋市			2	2	2	2				
柏市	1	2		1	1	3				
八王子市	1	3	1	5	2	8				
横浜賀市	3	9	1	6	4	15				
富山市	3	7	1	1	4	8				
金沢市	2	2	1	1	3	3			1	2
福井市	2	4	1	1	3	5				
甲府市		3				3				
長野市	3	6	1	1	4	7				
松本市	1	1	1	2	2	3				
岐阜市	5	8			5	8				
豊橋市		3	1	2	1	5				
岡崎市	1	2		2	1	4				
一宮市		1	1	1	1	2				
豊田市	1	3	3	5	4	8	1	40		
大津市	1	1	2	4	3	5				
豊中市	1	5			1	5				
吹田市	1	2		5	1	7				
高槻市	2	10		2	2	12				
枚方市	3	4		7	3	11				
八尾市	2	3		1	2	4				
寝屋川市	1	3	1	1	2	4				
東大阪市		10	2	2	2	12				
姫路市	4	18	1	12	5	30			1	4
尼崎市	5	16	3	5	8	21				
明石市		1	1	1	1	2				
西宮市			2	2	2	2				
奈良市										
和歌山市	3	4	2	3	5	7				
鳥取市	3	3	2	2	5	5				
松江市	3	5		4	3	9				
倉敷市	10	21	3	5	13	26				
呉市										
福山市	4	7	4	5	8	12				
下関市									1	1
高松市	2	2	1	2	3	4				
松山市	2	4		2	2	4				
高知市			1	2	1	2			1	3
久留米市			2	2	2	2				
長崎市	1	3	2	2	3	5				
佐世保市		2	3	5	3	7				
大分市	3	16		1	3	17				
宮崎市		2	1	1	1	3				
鹿児島市			3	4	3	4			1	4
那覇市										
合 計	585	1474	398	825	983	2295	14	70	28	59

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（５a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
 (施設種類別・総括一都道府県別)

	下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数	事業場数 ^{注2)}	施設数
北海道	3	4			31	75
青森県	1	1			12	40
岩手県	1	1		1	8	18
宮城県	2	2		2	7	17
秋田県	1	1			8	10
山形県					12	12
福島県				1	27	55
茨城県	4	4	1	1	41	90
栃木県	3	3			14	21
群馬県	2	2			15	21
埼玉県	10	10			70	188
千葉県	5	5	2	3	48	112
東京都	17	17			59	214
神奈川県	10	12			29	78
新潟県	1	1	4	8	33	67
富山県	2	3			17	41
石川県					10	13
福井県	1	1			6	11
山梨県					4	4
長野県	3	3		2	13	40
岐阜県	2	2			27	37
静岡県	3	3		1	37	224
愛知県	6	6	1	1	53	86
三重県	1	1	1	1	18	33
滋賀県	2	2			15	29
京都府	3	3			14	25
大阪府	8	8			24	61
兵庫県	2	2			33	57
奈良県	1	1			20	28
和歌山県					11	13
鳥取県	2	2			6	11
島根県				1	7	14
岡山県	2	2			20	28
広島県			1	1	11	16
山口県	3	3	1	1	26	55
徳島県					18	32
香川県			1	1	17	29
愛媛県	1	1	3	5	19	50
高知県					4	4
福岡県	1	1			24	51
佐賀県					10	11
長崎県					6	9
熊本県				1	4	6
大分県						
宮崎県	1	1	1	1	6	8
鹿児島県					2	2
沖縄県			1	1	14	20

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ⅰ－８（５b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
（施設種類別・総括－政令市別）

	下水道終末処理施設		水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数	事業場数 ^{注２）}	施設数
札幌市	3	3			7	28
仙台市	2	2			7	12
さいたま市					6	11
千葉市	2	3	1	1	8	29
横浜市	5	19			14	62
川崎市	3	5	1	1	18	44
相模原市			1	2	10	33
新潟市				1	11	17
静岡市	2	3			12	23
浜松市	2	2			6	13
名古屋市	6	7			15	41
京都市	3	3			8	24
大阪市	5	5			17	43
堺市	2	2			13	15
神戸市	4	4			9	15
岡山市					7	7
広島市	4	5			16	33
北九州市	3	4		1	20	96
福岡市	3	3			7	20
熊本市	2	2			4	6
函館市	1	1			1	1
旭川市	1	1			2	4
青森市					3	3
八戸市					9	34
盛岡市					2	3
秋田市	1	1			7	12
山形市					1	1
福島市					2	6
郡山市	1	1			3	3
いわき市	1	1		1	10	43
水戸市						
宇都宮市	1	1			6	16
前橋市	1	3			3	7
高崎市	1	1			6	8
川越市					4	8
川口市					2	5
越谷市					1	5
船橋市	1	1			3	3
柏市					1	3
八王子市	1	1			3	9
横須賀市	1	1			5	16
富山市	2	2	1	1	7	11
金沢市	3	4			7	9
福井市					3	5
甲府市	1	1			1	4
長野市	3	3			7	10
松本市					2	3
岐阜市	3	3			8	11
豊橋市	1	1			2	6
岡崎市					1	4
一宮市	1	1			2	3
豊田市					6	50
大津市	1	1			4	6
豊中市	1	1			2	6
吹田市					1	7
高槻市	1	1			3	13
枚方市	1	1			4	12
八尾市					2	4
寝屋川市					2	4
東大阪市	2	2			4	14
姫路市	2	2			9	47
尼崎市	2	2			10	23
明石市	2	2			3	4
西宮市	3	3		2	5	7
奈良市						
和歌山市	2	2			7	9
鳥取市	1	1			6	6
松江市	1	1			4	10
倉敷市	2	2			15	28
呉市					2	3
福山市	1	1			9	13
下関市					2	2
高松市	2	2			5	6
松山市					2	4
高知市					2	5
久留米市					2	2
長崎市	1	1			4	6
佐世保市	1	1			4	8
大分市			2	3	6	21
宮崎市	2	2			3	5
鹿児島市	2	2			6	10
那覇市						
合 計	210	238	23	46	1373	3229

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別ー都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設			
			焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小計	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計
			R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況

(施設種類別—政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設			
			焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小計	焙焼炉	溶解炉	乾燥炉	小計
	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数	R5年度末施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
松本市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
一宮市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 9 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	産業物焼却炉						小計	合 計
	4t/h以上	2t/h以上～ 4t/h未満	200kg/h以上 ～2t/h未満	100kg/h以上 ～200kg/h未 満	50kg/h以上 ～100kg/h未 満	50kg/h未満 (0.5㎡以 上)		
	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数		
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県			1				1	1
茨城県								
栃木県	2						2	2
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県	1						1	1
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府	1						1	1
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県			1				1	1
香川県								
愛媛県	3						3	3
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表I－9（2b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	産業物焼却炉						小計	合 計
	4t/h以上	2t/h以上～ 4t/h未満	200kg/h以上 ～2t/h未満	100kg/h以上 ～200kg/h未 満	50kg/h以上 ～100kg/h未 満	50kg/h未満 (0.5㎡以 上)		
	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数	R5年度末 施設数		
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川崎市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
松本市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
一宮市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	7	0	2	0	0	0	9	9

注1）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩ペレット(グラフトペレット)又は亜硫酸ペレット(サファイトペレット)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーペイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		アセチレン繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうちの廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表I－10（1b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ペレット(グラフトペレット)又は亜硫酸ペレット(サルフイトペレット)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーペイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸トリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設		アセチレン繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうちの廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	塩化エチレンの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		酢酸酢酸の製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジクロロメタン分離施設、廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-クロロフェノール酢酸トリメルの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		2,3-ジクロロ-1,4-ナフタジンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表 I - 1 0 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	塩化エチレンの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		アクリロニトリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジクロロベンゼン分離施設、廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		4-クロロフェノール・酸水素トリウム等の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキノン等の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－10（3a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	シリコンハロゲン化誘導体の製造の用に供するシリコンハロゲン化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンハロゲン化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンハロゲン化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表I－10（3b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	シリコンハロゲン化誘導体の製造の用に供するシリコンハロゲン化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
松本市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
一宮市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び 分離施設		フロン類の破壊の用に供する 施設のうちアスベスト反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	R5年度末		R5年度末		R5年度末					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数			事業場数	施設数
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県	1	1			1	1				
茨城県										
栃木県	1	1			1	1				
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表 I - 1 0 (4 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び 分離施設		フロン類の破壊の用に供する 施設のうちアスベスト反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設		灰の貯留施設		小計					
	R5年度末		R5年度末		R5年度末					
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数				
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
注 2) 合計欄は、表a (都道府県別) と表b (政令市別) を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (5 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県			1	1	1	1
山形県						
福島県					1	1
茨城県						
栃木県			1	1	2	2
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

表 I - 1 0 (5 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計	
	R5年度末		R5年度末		R5年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
松本市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
一宮市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	2	2	4	4

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
注 2) 合計欄は、表a (都道府県別) と表b (政令市別) を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	0	0
法第 3 5 条第 3 項に基づく要請件数	0	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求等件数	0	0

表 I - 1 2 適用除外等の状況
(大気関係・水質関係一都道府県別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

(大気関係・水質関係一政令市別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
松本市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
一宮市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	23	5
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	2,684	534
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	281	87

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果 未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の 端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	6	6	0	6	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	9	1	8	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
口頭指導件数 ^{注1)}	409	64	45	19	194	151
文書指導件数 ^{注1)}	361	24	14	10	302	35
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。なお、令和５年度に執られた措置に加えて令和６年度に執られた措置を含む場合がある。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

	件数	水質関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果 未報告施設 への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の 端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	—	—	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	14	0	0	0	7	7
文書指導件数 ^{注1)}	21	0	0	0	13	8
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条）ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。なお、令和５年度に執られた措置に加えて令和６年度に執られた措置を含む場合がある。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注１）注２）}

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注3)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		45 ^{注4)}	29	16	0	0	0
措置状況 ^{注5)}	口頭指導件数	64	45	19	0	0	0
	文書指導件数	24	14	10	0	0	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	6	0	6	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	9	1	8	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	17	0	17	0	0	0
	その他	18 ^{注6)}	11	7	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	35	21	14	0	0	0
	対策実施中	9	7	2	0	0	0
	廃止	1	1	0	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注１）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において令和５年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は１件と見なす。

注２）令和４年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和５年度に執られた措置は含まない。
また、令和５年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和６年度に執られた措置を含む場合がある。

注３）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注４）アルミニウム合金製造用溶解炉１件、廃棄物焼却炉４４件。

注５）表Ⅱ－１及び表Ⅱ－２に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注６）全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４ 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
1.4	1	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下 (0.016ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	群馬県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
0.16	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.021ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	いわき市
0.5	0.1	設置者	改善等を文書指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後 の設置者による測定で基準値以下 (0.0034ng-TEQ/m ³) と なっていることを確認。	いわき市
0.12	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.0072ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	長崎市

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
3.6	1	設置者	改善等を文書指導等「廃棄物処理法に基づく措置」。施設 使用停止継続中。	神奈川県
2.2	1	設置者	改善等を文書指導等「廃棄物処理法に基づく措置」。改善 後の設置者による測定で基準値以下 (0.29ng-TEQ/m ³) と なっていることを確認。	神奈川県

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.63ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	群馬県
23	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.55ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	千葉県
5.6	5	設置者	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後 の設置者による測定で基準値以下 (1.9ng-TEQ/m ³) となっ ていることを確認。	新潟県
7.8	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.12ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	相模原市
6.7	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.059ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	いわき市

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
90	5	行政	改善等を口頭指導及び文書指導。改善後の設置者による測 定で基準値以下 (0.29ng-TEQ/m ³) となっていることを確 認。	青森県
5.7	5	行政	一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.7ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	宮城県
7.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (3.1ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	千葉県
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続 中。	千葉県
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.034ng-TEQ/m ³) となっていることを確認。	東京都

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
6.8	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（1.0ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	東京都
33	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（2.6ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	新潟県
8.5	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（4.1ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	福井県
6.6	5	設置者	改善等を口頭指導。R6.8.27施設使用廃止届出。	静岡県
58	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定実施。測定結果待ち。	愛知県
7.1	5	設置者	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.054ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	山口県
72	5	行政	改善命令「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.4ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	宮崎県
51	5	設置者	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.2ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	沖縄県
6.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.1ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	沖縄県
7.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.96ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	青森市
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	前橋市
7.3	5	行政	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	越谷市
9.9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（2.4ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	船橋市
7	5	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.074ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	富山市
12	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（5.0ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	高松市
24	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.037ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	鹿児島市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
31	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.1ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	茨城県
17	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.8ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	新潟県
17	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
23	10	行政	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9 ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	滋賀県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	地方公共 団体
16	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.8ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	大阪府
29	10	設置者	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	奈良県
36	10	行政	改善等を文書指導。R7.1.16施設使用廃止届出。	広島県
39	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0072ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。（集合煙突での測定）	広島県
39	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0072ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。（集合煙突での測定）	広島県
11	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.4ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	広島県
160	10	設置者	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.092ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	大分県
40	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.8ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	宮崎県
59	10	行政	改善命令及び一時停止命令「廃棄物処理法に基づく措置」。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.94ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	新潟市

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない。ただし、基準超過判明の端緒となった測定者と異なる測定者による測定結果が最大値となった場合はその限りではない。）。

測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す（法に基づく措置と同時に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく措置を行っている場合を含む。）。

注3) 令和6年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－５ 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注１）}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注２）}	地方公共 団体
※該当事業場なし。					

注１）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても１件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表とし道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注２）令和６年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－６（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県別)

	法第３４条第１ 項に基づく報告 徴収件数	法第３４条第１ 項に基づく立入 検査件数	法第３４条第１ 項の立入検査に 伴う測定件数
北海道	1	43	7
青森県		80	7
岩手県		6	5
宮城県		10	10
秋田県		69	8
山形県		53	12
福島県		7	6
茨城県		32	
栃木県		13	
群馬県		32	
埼玉県		114	10
千葉県		166	13
東京都		123	13
神奈川県		11	
新潟県	2	30	
富山県			
石川県		12	
福井県		30	5
山梨県		29	2
長野県		83	3
岐阜県		75	3
静岡県		67	3
愛知県		424	8
三重県		24	
滋賀県	1	3	
京都府		25	
大阪府		44	2
兵庫県		34	1
奈良県		11	
和歌山県		4	
鳥取県		12	4
島根県		13	3
岡山県		39	
広島県	3	48	5
山口県		1	
徳島県		18	2
香川県		99	6
愛媛県		18	
高知県			
福岡県		178	
佐賀県		5	
長崎県		86	
熊本県		3	
大分県	1	30	
宮崎県		7	7
鹿児島県			
沖縄県		3	1

(政令市別)

	法第３４条第１ 項に基づく報告 徴収件数	法第３４条第１ 項に基づく立入 検査件数	法第３４条第１ 項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市		3	
仙台市	1	6	6
さいたま市		3	1
千葉市		2	2
横浜市		6	5
川崎市		2	2
相模原市		16	9
新潟市	1	5	3
静岡市		28	2
浜松市		5	
名古屋市		12	3
京都市		12	6
大阪市		53	
堺市		10	10
神戸市	1	2	
岡山市		8	
広島市			
北九州市		43	4
福岡市		2	
熊本市			
函館市		7	
旭川市			
青森市		10	
八戸市		6	
盛岡市			
秋田市		1	
山形市		2	2
福島市		1	1
郡山市		2	2
いわき市		1	1
水戸市			
宇都宮市		3	3
前橋市		1	
高崎市		2	
川越市		10	10
川口市		6	
越谷市	5	5	2
船橋市		6	6
柏市		5	2
八王子市		4	
横須賀市		3	
富山市	1	5	2
金沢市			
福井市		24	4
甲府市	2	2	1
長野市			
松本市		6	1
岐阜市		13	
豊橋市		2	2
岡崎市		1	1
一宮市		6	1
豊田市		16	3
大津市	1	1	
豊中市			
吹田市	3	3	
高槻市		8	
枚方市		1	
八尾市		14	1
寝屋川市		2	
東大阪市			
姫路市		14	
尼崎市		1	
明石市		2	2
西宮市			
奈良市			
和歌山市		4	4
鳥取市		3	2
松江市		1	1
倉敷市		8	5
呉市			
福山市		9	3
下関市			
高松市		2	1
松山市			
高知市			
久留米市		1	1
長崎市			
佐世保市			
大分市		10	
宮崎市		2	2
鹿児島市		16	16
那覇市			
合 計	23	2684	281

表Ⅱ－６（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１５条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第１６条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１６条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
					排出基準 超過施設への 措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注１）}		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注２）}	その他	
						設置者に よる測定	行政			
北海道										
青森県					2	2		2		
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					1	1		1		
鹿児島県										
沖縄県										

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－６（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１５条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第１６条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１６条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数					
					排出基準 超過施設への 措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注１）}		設置者による 測定結果未報 告施設への 措置状況 ^{注２）}	その他	
						設置者による測定	行政			
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
水戸市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
松本市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
一宮市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市					1	1		1		
那覇市										
合 計	0	0	0	0	6	6	0	6	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数						法第 2 3 条 第 3 項に基 づく措置命 令件数
		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注 2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注 1)}					
			設置者による測定	行政			
北海道							
青森県	3	3		3			
岩手県							
宮城県	2	2		2			
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県	1	1		1			
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	1	1	1				

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－６（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数						法第２３条 第３項に基 づく措置命 令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^(注１)		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^(注２)	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	1	1		1			
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
松本市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
一宮市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	1	1		1			
那覇市							
合　計	9	9	1	8	0	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

		法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過施設への措置状況					
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
北海道	6				6		
青森県	4	3		3	1		
岩手県	1				1		
宮城県	1	1		1			
秋田県	2				2		
山形県	8				1	7	
福島県							
茨城県	1	1	1				
栃木県							
群馬県	6	3	3			3	
埼玉県	5				2	3	
千葉県	13	5	3	2	8		
東京都	9	9	9				
神奈川県	7	3	3		4		
新潟県	11	4	4		1	6	
富山県							
石川県	4				4		
福井県	7	1	1		5	1	
山梨県	1				1		
長野県							
岐阜県	1				1		
静岡県	15	1	1		14		
愛知県	36					36	
三重県	5				4	1	
滋賀県	5	3		3		2	
京都府	4					4	
大阪府	2	2	2				
兵庫県	5				3	2	
奈良県	16	6	6			10	
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県	4	1	1		3		
徳島県	43				43		
香川県	6				6		
愛媛県	6				4	2	
高知県							
福岡県	110				41	69	
佐賀県	1				1		
長崎県							
熊本県	1				1		
大分県	3	1	1		2		
宮崎県							
鹿児島県	2				2		
沖縄県	5	2	2		1	2	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－6（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

		法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過施設への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市	3	3		3			
新潟市	1	1		1			
静岡市	1					1	
浜松市	2					2	
名古屋市	1					1	
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	6					6	
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市	2	1	1			1	
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市	5	5	5				
水戸市							
宇都宮市							
前橋市	4	1	1			2	1
高崎市	1					1	
川越市							
川口市							
越谷市	5	2		2		3	
船橋市							
柏市							
八王子市	1					1	
横須賀市							
富山市	3	3		3			
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
松本市							
岐阜市	2					2	
豊橋市							
岡崎市	1					1	
一宮市	1						1
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市	4					4	
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市	2					2	
下関市							
高松市							
松山市	1					1	
高知市	3					3	
久留米市							
長崎市	1	1	1				
佐世保市							
大分市	1						1
宮崎市	1					1	
鹿児島市	1	1		1			
那覇市							
合 計	409	64	45	19	194	151	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}						罰則適用 件数
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{（注2）}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県	2	1		1		1	
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県	1				1		
千葉県	2	2		2			
東京都	1	1	1				
神奈川県	2	2	2				
新潟県	4	2	2			2	
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県	40				32	8	
長野県							
岐阜県	1					1	
静岡県	2	1	1			1	
愛知県	3	2	2			1	
三重県							
滋賀県	1					1	
京都府	1					1	
大阪府							
兵庫県							
奈良県	84	1	1		81	2	
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県	3	3	2	1			
山口県	12	1	1		11		
徳島県	12				12		
香川県							
愛媛県							
高知県	79				79		
福岡県	4				3	1	
佐賀県	2				2		
長崎県							
熊本県	1				1		
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}						罰則適用 件数
		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	18				18		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	47	1		1	46		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市	3	3	2	1			
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市	1	1		1			
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市	2	2		2			
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
松本市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
一宮市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市	8			8			
松江市	1				1		
倉敷市	15				15		
呉市							
福山市	2			2			
下関市							
高松市	1	1		1			
松山市							
高知市	6			6			
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	361	24	14	10	302	35	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
（都道府県別）

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道		11	1
青森県		31	
岩手県			
宮城県		1	1
秋田県		2	
山形県		4	
福島県		5	3
茨城県		7	
栃木県		6	
群馬県		1	
埼玉県		34	3
千葉県		34	14
東京都		69	5
神奈川県		2	
新潟県		13	
富山県			
石川県			
福井県		10	1
山梨県		4	
長野県		29	
岐阜県		22	
静岡県		17	1
愛知県		61	4
三重県		2	
滋賀県			
京都府		3	
大阪府	1	14	2
兵庫県		10	1
奈良県			
和歌山県		2	
鳥取県		1	1
島根県		3	
岡山県		15	
広島県		7	1
山口県		2	2
徳島県			
香川県		2	2
愛媛県		1	
高知県			
福岡県		2	
佐賀県			
長崎県		9	
熊本県			
大分県			
宮崎県		5	5
鹿児島県			
沖縄県			

（政令市別）

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市			
仙台市			
さいたま市			
千葉市		2	2
横浜市		3	8
川崎市		2	2
相模原市			
新潟市		1	1
静岡市			
浜松市		1	
名古屋市		4	1
京都市			
大阪市			
堺市		3	3
神戸市		4	
岡山市			
広島市			
北九州市		4	1
福岡市		1	
熊本市			
函館市			
旭川市			
青森市			
八戸市		4	
盛岡市			
秋田市			
山形市			
福島市			
郡山市		1	1
いわき市		1	1
水戸市			
宇都宮市			
前橋市			
高崎市		1	
川崎市		3	
川口市		1	
越谷市			
船橋市		1	1
柏市			
八王子市		1	1
横須賀市		3	
富山市		3	7
金沢市			
福井市		3	
甲府市			
長野市			
松本市		2	
岐阜市		4	
豊橋市			
岡崎市			
一宮市		6	
豊田市			
大津市			
豊中市			
吹田市			
高槻市		12	
枚方市		1	
八尾市			
寝屋川市		2	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
明石市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市		3	3
鳥取市			
松江市		1	
倉敷市		2	2
呉市			
福山市		5	
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	4		
佐世保市			
大分市		4	4
宮崎市		2	
鹿児島市		1	1
那覇市			
合 計	5	534	87

表Ⅱ－７（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第 1 5 条に 基づく計画変 更命令件数	法第 1 5 条に 基づく計画廃 止命令件数		法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数			設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注 2)}	その他
				排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注 1)}		
				設置者による 測定	行政			
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－７（２ｂ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条に 基づく計画変 更命令件数	法第１５条に 基づく計画廃 止命令件数		法第２２条第１項に基づく改善命令件数			設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注２)}	その他
				排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注２)}		
				基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
				設置者による 測定	行政			
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
水戸市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
松本市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
一宮市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数						
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注２)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－７（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

		法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数				
		排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注２)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
松本市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
一宮市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第２３条第３項に基づく措置命令件数		瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数		
			排出基準超過事業場への措置状況	設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注２）}	その他
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－７（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数			
			排出基準超過事業場への措置状況	設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注２）}	その他
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
山形市					
福島市					
郡山市					
いわき市					
水戸市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
川口市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
福井市					
甲府市					
長野市					
松本市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
一宮市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
吹田市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
寝屋川市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
鳥取市					
松江市					
倉敷市					
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

		法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政				
北海道	1					1	
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県	1					1	
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県	4					4	
愛知県	6						6
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県	1						1
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県	1					1	
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

		法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
水戸市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
松本市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
一宮市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	14	0	0	0	0	7	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

		法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}				罰則適用件数
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県	1				1	
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	4				4	
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

		法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}				罰則適用件数
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2)}	その他	
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市	7			7		
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
水戸市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
松本市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
一宮市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市	1			1		
松江市						
倉敷市	8				8	
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	21	0	0	0	13	8

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条

第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注１）}

（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

大気基準適用施設		報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 期限到 来前に廃止 (e)	報告 対象 施設数 (a+b+c+e)
			休止 (b)	未測定 (c)	うち前年度 も未測定 (d)		
焼結鋳の製造の用に 供する焼結炉		19	6	1	1	0	26
製鋼用電気炉		87	2	2	1	0	91
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉、乾燥炉)		22	4	0	0	0	26
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		647	77	9	0	15	748
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	898	76	81	23	10	1, 065
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1, 005	97	62	14	15	1, 179
	2 t/h未満 ^{注 3)}	2, 985	1, 392	339	151	80	4, 796
	小計	4, 888	1, 565	482	188	105	7, 040
合計		5, 663	1, 654	494	190	120	7, 931

注１） 令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２） 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注３） 焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注１）注２）注３）

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)						
水質基準対象施設	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数				報告 対象 事業場数数 (a+b+c+e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前年度 も未測定 (d)	報告期限到 来前に廃止 (e)	
硫酸塩 ^{ハルフ} （クラフト ^{ハルフ} ）又は亜硫酸 ^{ハルフ} （サルファイト ^{ハルフ} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	23	1	0	0	0	24
カーボイト ^{アセチン} の製造の用に供する ^{アセチン} 洗浄施設	2	0	2	1	0	4
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	4	0	0	0	0	4
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	0	0	1
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	1
ジオキシン ^{ハロゲン} の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	13	0	0	0	0	13
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5	0	0	0	0	5
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	201	57	16	3	2	276
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	4	1	0	0	1	6
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	12	0	0	0	1	13
下水道終末処理施設	200	5	3	0	0	208
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	18	1	1	0	0	20
合計	493	65	22	4	4	584

- 注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。
- 注２）令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。
- 注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
- 注４）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ-3 (1a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉					製鋼用電気炉					亜鉛回収施設				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道	1				1	2				2					
青森県															
岩手県															
宮城県						2				2					
秋田県															
山形県															
福島県											2				2
茨城県	2				2	4				4	2				2
栃木県						2				2					
群馬県						1				1					
埼玉県						3				3					
千葉県															
東京都						1				1					
神奈川県						1				1					
新潟県						3				3					
富山県						1				1					
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	3				3	9	1			10					
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府						1				1					
兵庫県	1				1	1				1					
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県						2	1			3					
岡山県															
広島県															
山口県						7				7					
徳島県															
香川県															
愛媛県											2				2
高知県															
福岡県															
佐賀県						1				1					
長崎県															
熊本県						1				1					
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県						1				1					

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3（1b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉						亜鉛回収施設					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市							1					1						
仙台市							1					1						
さいたま市																		
千葉市	1	1				2			1			1						
横浜市																		
川崎市			1	1		1	4		1	1		5						
相模原市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市							1					1						
京都市																		
大阪市							7					7						
堺市							5					5						
神戸市																		
岡山市																		
広島市																		
北九州市	1	2				3	4					4						
福岡市																		
熊本市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
八戸市							1					1						
盛岡市																		
秋田市																		
山形市																		
福島市																		
郡山市																		
いわき市													1					1
水戸市																		
宇都宮市							1					1						
前橋市																		
高崎市																		
川越市																		
川口市							1					1						
越谷市																		
船橋市							1					1						
柏市																		
八王子市																		
横須賀市																		
富山市							1					1						
金沢市																		
福井市																		
甲府市																		
長野市																		
松本市																		
岐阜市							2					2						
豊橋市							1					1						
岡崎市																		
一宮市																		
豊田市																		
大津市																		
豊中市																		
吹田市																		
高槻市																		
枚方市							1					1						
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
姫路市							7					7	1					1
尼崎市																		
明石市																		
西宮市																		
奈良市																		
和歌山市	2	1				3	2					2						
鳥取市																		
松江市																		
倉敷市	3	1				4	3					3						
呉市																		
福山市	3	1				4												
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
久留米市																		
長崎市																		
佐世保市																		
大分市	2					2												
宮崎市																		
鹿児島市																		
那覇市																		
合 計	19	6	1	1	0	26	87	2	2	1	0	91	8	0	0	0	0	8

注1）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3（2a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別—都道府県別）

	亜鉛回収施設														
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県											1				1
埼玉県															
千葉県	3				3										
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県											1				1
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県						1				1					
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (2b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別－政令市別)

	垂鉛回収施設														
	焼結炉					溶鉱炉					溶解炉				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市	1				1	1				1					
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市	1				1						2				2
水戸市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
松本市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
一宮市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市		1			1										
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	5	1	0	0	6	2	0	0	0	2	4	0	0	0	4

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (3a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設							
	報告 施設数 (a)	乾燥炉				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	小 計				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	熔接炉				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
北海道																		
青森県																		
岩手県																		
宮城県																		
秋田県																		
山形県																		
福島県							2				2	1						1
茨城県							2				2	2	1					3
栃木県												3						3
群馬県							1				1	1						1
埼玉県																		
千葉県							3				3							
東京都																		
神奈川県																		
新潟県																		
富山県																		
石川県																		
福井県																		
山梨県																		
長野県																		
岐阜県													1					1
静岡県												5						5
愛知県							1				1	2	1					3
三重県												2						2
滋賀県																		
京都府																		
大阪府																		
兵庫県												1	1					2
奈良県																		
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県																		
山口県																		
徳島県																		
香川県												1						1
愛媛県	1					1	3				3							
高知県																		
福岡県	2					2	3				3							
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県																		
大分県												1						1
宮崎県																		
鹿児島県																		
沖縄県																		

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (3b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—政令市別)

	亜鉛回収施設										アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉					小 計					熔焼炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)		
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市											1					1
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市						2				2						
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市						4				4						
水戸市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
松本市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
一宮市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市		3			3	1	4			5	1					1
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	3	3	0	0	0	6	22	4	0	0	0	26	21	4	0	25

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (4a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設														
	溶解炉					乾燥炉					小 計				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道	13	1			14	1				1	14	1			15
青森県															
岩手県															
宮城県	1				1						1				1
秋田県															
山形県															
福島県	13	10			23	2				2	16	10			26
茨城県	14	9			23	3				3	19	10			29
栃木県	38	6			46	3				3	44	6			52
群馬県	8	3			11	1	1			2	10	4			14
埼玉県	18	6	1		25	2				2	20	6	1		27
千葉県	5				5						5				5
東京都															
神奈川県															
新潟県	7	1			10						7	1			10
富山県	34	1	5		41						34	1	5		41
石川県	1				1						1				1
福井県	9				9						9				9
山梨県	1				1	1				1	1	1			2
長野県	11	1			12	1				1	12	1			13
岐阜県		1			1							2			2
静岡県	53	7		1	61	4	1			5	62	8		1	71
愛知県	141	5		2	148	4				4	147	6		2	155
三重県	27	2			29	1				1	30	2			32
滋賀県	18	1			19	3				3	21	1			22
京都府	3				3						3				3
大阪府							1			1		1			1
兵庫県	2		1		3						3	1	1		5
奈良県															
和歌山県															
鳥取県	2				2						2				2
島根県															
岡山県	3				3	1				1	4				4
広島県															
山口県	4				4						4				4
徳島県															
香川県	1				1						2				2
愛媛県															
高知県															
福岡県	19	1			20		1			1	19	2			21
佐賀県	2	2			4						2	2			4
長崎県	1				1						1				1
熊本県	16				16	1				1	17				17
大分県	2				2						3				3
宮崎県	1				1						1				1
鹿児島県															
沖縄県															

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3（４b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設														
	溶解炉					乾燥炉					小 計				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 施設数 (a)	未報告施設数			
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	3		1			4					3		1		4
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市	9					9					9				9
浜松市	5	2	1			8					5	2	1		8
名古屋市	13					13					13				13
京都市	10	1				11	1				11	1			12
大阪市															
堺市	5	1				6	1				6	1			7
神戸市															
岡山市															
広島市	1				1	2	1				2			1	3
北九州市	1					1					2				2
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市	2					2					2				2
水戸市															
宇都宮市															
前橋市	1					1					1				1
高崎市															
川越市	1					1					1				1
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市	1	1			3	5					1	1		3	5
金沢市															
福井市	2					2	1				3				3
甲府市															
長野市															
松本市	7					7	1				8				8
岐阜市															
豊橋市	3	1				4					3	1			4
岡崎市	2					2					2				2
一宮市															
豊田市	14				3	17	1				15			3	18
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市	8					8	2				10				10
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市	9	5				14					10	5			15
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市	8					8					8				8
呉市															
福山市															
下関市	11					11					11				11
高松市	1					1					1				1
松山市															
高知市															
久留米市	5					5					5				5
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市	1					1					1				1
那覇市															
合 計	591	68	9	0	15	683	35	5	0	0	647	77	9	0	748

注 1）令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注 2）合計欄は、表 a（都道府県別）と表 b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (5a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉									
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 施設数 (a)	未報告施設数			
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)
北海道	16					16	23		1	
青森県	2					2	16	1		
岩手県	4					4	16		1	
宮城県	9					9	14	2		1
秋田県	3					3	9			
山形県	6					6	6			
福島県	7	2				9	21			1
茨城県	26					26	45	6		
栃木県	11	2			1	14	29	1		1
群馬県	12					12	18	2		
埼玉県	33	4				37	59	5	5	
千葉県	41	1	1		1	44	49	4	4	1
東京都	62	11	30	9		103	21	10	4	2
神奈川県	23	5	6			34	20	1		
新潟県	3	1	2		1	7	39		7	
富山県	6					6	4	2	3	1
石川県							8	5	2	
福井県							7			
山梨県	3					3	12		2	
長野県	2					2	16			
岐阜県	2					2	24	2	3	
静岡県	22	1	2			25	30		3	5
愛知県	43	1				44	36	6		
三重県	14	3	4			21	18	5	2	
滋賀県	3	1				4	18		1	
京都府	3					3	17			
大阪府	22	2				24	26	1		2
兵庫県	11					11	23		2	2
奈良県	6					6	16	1		
和歌山県							10	1		
鳥取県	3					3	4	1		
島根県	3					3	2			
岡山県	4					4	11			
広島県	3		1			4	10	1		
山口県	11	1				12	14	1	1	
徳島県		1				1	17	2		
香川県	2		3			5	3	1	2	1
愛媛県	16		1			17	17			2
高知県							12			
福岡県	10		2			12	16	4	4	2
佐賀県	3		3			6	6		2	
長崎県	5					5	8	2		
熊本県	1					1	22			
大分県	2					2	10			
宮崎県	7					7	6			
鹿児島県							17			
沖縄県	9					9	15		2	

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (5b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	報告 施設数 (a)	4t/h以上				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	2t/h以上～4t/h未満				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市	9					9	3	2				5
仙台市	10	1				11	3					3
さいたま市	11	3				14						
千葉市	11		3			14	4	1				5
横浜市	21	5				26	2	4				6
川崎市	5		11	10		16	1		5	4		6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	5		4	4		9	5		2	2		7
静岡市	6					6	1	2			1	4
浜松市	7					7	2	4				6
名古屋市	13	5			3	21	2					2
京都市	8	1				9	4					4
大阪市	17				3	20	5					5
堺市	9	4				13	2					2
神戸市	11					11	3					3
岡山市	6					6		1				1
広島市	6					6	3	2				5
北九州市	15					15	3					3
福岡市	10					10	2					2
熊本市	4					4						
函館市	3					3	1					1
旭川市	2					2	2					2
青森市	5					5						
八戸市	5	2				7	2					2
盛岡市	3					3	3					3
秋田市	3					3	5					5
山形市	1					1	1					1
福島市	4					4						
郡山市	4					4	1					1
いわき市	13	1				14	5					5
水戸市	3					3						
宇都宮市	4					4	4	1				5
前橋市	3					3			1			1
高崎市	3		3			6	2		1			3
川越市	2					2	3					3
川口市	5					5						
越谷市	3	1				4						
船橋市	7	1				8						
柏市	5					5	3					3
八王子市	4				1	5	3					3
横須賀市	3	3				6	3		1			4
富山市	4					4						
金沢市	5					5	4					4
福井市	3					3	2					2
甲府市							2					2
長野市	3					3	2					2
松本市	3					3	2					2
岐阜市	4	1				5	3					3
豊橋市	4					4	5	1				6
岡崎市	4	3				7						
一宮市	3					3						
豊田市	3					3	2					2
大津市							5					5
豊中市	3		1			4			1			1
吹田市	2					2	2					2
高槻市	3					3	2					2
枚方市	4					4	2					2
八尾市	2					2						
寝屋川市	2					2						
東大阪市	7					7	4	1				5
姫路市	11					11	7	4				11
尼崎市	3		3			6	1	2				3
明石市	3					3	2					2
西宮市	4	1				5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	4	3				7	3	1				4
鳥取市	2					2	1					1
松江市							5					5
倉敷市	10	2				12	6	1				7
呉市	4					4						
福山市	4					4	6					6
下関市	2					2						
高松市	5					5						
松山市	6	1				7	1	2				3
高知市	2		1			3						
久留米市	3					3	2					2
長崎市	4					4						
佐世保市	2	2				4	4					4
大分市	9					9	1	1				2
宮崎市	3					3	1					1
鹿児島市	4					4	3					3
那覇市												
合 計	898	76	81	23	10	1065	1005	97	62	14	15	1179

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (6a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉									
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数			報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道	66	17	6		89	48	12	2		62
青森県	13	7			22	30	9	1		43
岩手県	9	4	1		14	54	11	1		69
宮城県	18	5			23	29	13	1		44
秋田県	27	5			32	13	2			15
山形県	10	2			12	41	10			52
福島県	25	6			32	6	2			8
茨城県	46	5	1		52	56	93			149
栃木県	19	1			22	42	11			53
群馬県	20	3			23	12	6			18
埼玉県	35	13			48	5	9	1	1	15
千葉県	34	9			43	28	27	3	1	61
東京都	10	6	13	8	29	18	5	8	4	31
神奈川県	10	3			13	10	12	3		25
新潟県	18	10	12		40	30	14	2		49
富山県	3	3	8		14	13	2	2		17
石川県	10	7	5	1	23	21	10	2		34
福井県	13	3			19	12	6			18
山梨県	10	1			11	9	5	1		15
長野県	29	7			36	16	11			28
岐阜県	31	10			42	29	22	2	1	53
静岡県	38	8	5	1	52	42	19	3	1	65
愛知県	27	18			45	25	5			30
三重県	23	10	4		39	24	25	12	4	62
滋賀県	18	12			30	14	8			24
京都府	16	8			24	19	6			25
大阪府	9	6			15	9	2			12
兵庫県	25	11	5		42	35	24	13	9	73
奈良県	22	7	5	1	34	37	26	23	10	86
和歌山県	20				20	18	8			26
鳥取県	8	8			17	9	7	2		18
島根県	13	1			14	9	7			17
岡山県	21	3			24	48	10			58
広島県	19	6			25	20	4			24
山口県	23	6	1		31	22	12			34
徳島県	32	3	2		37	27	14	3		44
香川県	17	1	1		19	42	12	2		57
愛媛県	25	3			28	34	11	5	3	51
高知県	8	8			16	14	19	22	19	58
福岡県	12	12	5	4	29	34	10	20	19	67
佐賀県	12	5	1		18	15	10	1	1	26
長崎県	23	13			36	12	3			15
熊本県	34				34	25	6	4	1	35
大分県	11	2	1		14	9	1			10
宮崎県	13	1			15	21	2	3		29
鹿児島県	31	10			41	57	16	2		75
沖縄県	16	5	7		28	12	2	3		17

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (6b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	報告 施設数 (a)	休止 (b)	未報告施設数 (c)		報告期 限到来 前に廃 止 (e)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	休止 (b)	未報告施設数 (c)		報告期 限到来 前に廃 止 (e)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
			うち前 年度も 未測定 (d)						うち前 年度も 未測定 (d)			
札幌市	2	1				3	2	1				3
仙台市	2					2	7					7
さいたま市	1	2				3		1				1
千葉市	3	2				5	2	7				9
横浜市	2	1				3	4	5				9
川崎市	2		8	6		10					1	1
相模原市	8					8	2					2
新潟市	6	2	2	1		10	5	3	2	2		10
静岡市	4	2			1	7	9	4			1	14
浜松市	4	2				6	6	6	1			13
名古屋市		2				2	3	3	2	2		8
京都市	2	2				4	3	11	1			15
大阪市	4	4				8	2					2
堺市	4					4	3	3				6
神戸市		1				1	4	5				9
岡山市	13	12				25	5	1			1	7
広島市	8	4				12	5	4				9
北九州市	10	3				13	5					5
福岡市	1					1	3					3
熊本市	4	2				6	2	5				7
函館市		3				3	3					3
旭川市	1					1	3	1				4
青森市	2					2	7	2				9
八戸市	3					3	3					3
盛岡市	5	1				6	3				1	4
秋田市	2	3				5	2	1				3
山形市							4					4
福島市							3					3
郡山市	1					1	4	1				5
いわき市	4	1	1			6	1					1
水戸市							3					3
宇都宮市	2	2				4	3					3
前橋市	3					3	5	5				10
高崎市	4	1				5	1	2	1			4
川越市	2					2	1					1
川口市												
越谷市									1			1
船橋市	1					1		2				2
柏市	2					2		1				1
八王子市		3				3	4					4
横須賀市							1	1				2
富山市	4	5				9	7	5			1	13
金沢市	1	3				4	5	1	1	1		7
福井市	3					3	4	1				5
甲府市	1					1						
長野市	3	3				6	2	1				3
松本市	1					1	1	3				4
岐阜市	1	2	1			4	1	4	1			6
豊橋市	1	1				2	1	1				2
岡崎市		2	1			3	4					4
一宮市	1		1			2						
豊田市	3					3			1			1
大津市	2					2	1	3				4
豊中市												
吹田市							1					1
高槻市	1				1	2	1	2				3
枚方市	1					1		2				2
八尾市	1					1						
寝屋川市		3				3						
東大阪市							2	1				3
姫路市	4					4	3	2	1	1	1	7
尼崎市	3		1			4	1					1
明石市												
西宮市												
奈良市	1	3				4	5	8				13
和歌山市	8	3				11	7	1				8
鳥取市	4					4	8	2				10
松江市												
倉敷市	9	1				10	2	2				4
呉市	5					5		6				6
福山市	3	3				6	14	4	4	3		22
下関市	2	3			1	6	4	1				5
高松市	3	1				4	5	3				8
松山市	4	4				8	5	4				9
高知市	3		1			4	5	3	4	1	1	13
久留米市	3					3	3		1			4
長崎市	1					1		1			1	2
佐世保市		5				5	1	1				2
大分市	8					8	2	2			1	5
宮崎市	1					1	6	1	1			8
鹿児島市	6	6				12	11					11
那覇市												
合 計	1176	398	99	22	20	1693	1390	701	169	84	43	2303

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (7a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉									
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 施設数 (a)	未報告施設数			
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)
北海道	10	4	1			15	3	2	1	
青森県	4	3				7	4			
岩手県	4					4	3			
宮城県	6	2				8	3		1	
秋田県	2					2		5		
山形県	1	1				2	4			1
福島県	9	2			1	12	3	1		
茨城県	8	8				16	7	1		
栃木県	10	5				15	2			
群馬県	4	6				10	1	1		
埼玉県	10	12	3	1	2	27	3	3	1	
千葉県	8	5				13	7	3		1
東京都	14	7	10	8		31	4	5	2	2
神奈川県	3	5	1	1		9				
新潟県	7	8	1		1	17	7	5		
富山県	4	2	1			7	2			
石川県		2				2				
福井県	1	3				4	1	1		
山梨県	5					5	4			1
長野県	1	2				3	4			
岐阜県	12	10				22	3	1		
静岡県	7	10			1	18	9	6		
愛知県	10	3				13	1	1		
三重県	5	4				9	2	2		
滋賀県	1				1	2	3	2		
京都府	4					4				
大阪府	5	2				7	3			
兵庫県	7	7	2			16	1		1	
奈良県	5	4	3	2		12		2		
和歌山県	2	4				6	4	1		
鳥取県								1		
島根県	1					1		2	1	
岡山県	1	2				3	2			
広島県	16	4				20	2	1		
山口県	4	5	1	1		10	1	6		
徳島県	4	1				5	1	1		
香川県	3	5			1	9				1
愛媛県	8	2				10	4	2		1
高知県	1	3	2	1		6			1	
福岡県	3	3	17	17	1	24		1	6	6
佐賀県	2		1	1		3	3	1		
長崎県	2	1			1	4				
熊本県	2					2	1	2		
大分県	1	2				3	1	1		
宮崎県	2					2				
鹿児島県	6	2				8	3	2		
沖縄県	5		1			6	2	5		

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (7b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	報告 施設数 (a)	未報告施設数				報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市							2					2
仙台市												
さいたま市	2	1				3		2				2
千葉市	2	1				3	1					1
横浜市	2	10				12		3				3
川崎市	2					2			2	2		2
相模原市	1	1				2						
新潟市	4					4		1	1			2
静岡市	4	1	1			6		1				1
浜松市								1				1
名古屋市		2			1	3	1	1				2
京都市	1	8				9		2				2
大阪市	2				1	3						
堺市	1	1				2						
神戸市		1				1						
岡山市	1	1				2	1					1
広島市	1					1						
北九州市												
福岡市												
熊本市								1				1
函館市												
旭川市								1				1
青森市	2	1				3		1				1
八戸市	1	2				3	1					1
盛岡市		1				1	1					1
秋田市												
山形市	1					1						
福島市	1	1				2	1					1
郡山市	2				1	3						
いわき市	1					1						
水戸市												
宇都宮市												
前橋市	3		1	1		4		1				1
高崎市	3	1				4		1				1
川越市	1					1						
川口市	1					1						
越谷市	2	1				3			1			1
船橋市	1	1				2						
柏市		1				1						
八王子市	2		1			3		1	1	1		2
横須賀市												
富山市	1	2	1			4	1					1
金沢市		2				2						
福井市	2					2	2					2
甲府市			1			1						
長野市												
松本市	1					1						
岐阜市	1	3				4			1			1
豊橋市												
岡崎市	1					1						
一宮市												
豊田市	1					1						
大津市												
豊中市												
吹田市							1					1
高槻市												
枚方市	1					1						
八尾市								1				1
寝屋川市												
東大阪市	2	1				3						
姫路市												
尼崎市			2			2						
明石市		1				1						
西宮市							1					1
奈良市	1	2				3		2				2
和歌山市	1					1		3				3
鳥取市	1	2				3						
松江市	1					1						
倉敷市												
呉市	1					1						
福山市		1				1						
下関市												
高松市												
松山市		1				1						
高知市		1				1						
久留米市	2					2						
長崎市	1					1						
佐世保市							1					1
大分市	1					1						
宮崎市	1					1						
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合 計	297	203	51	33	12	563	122	90	20	12	5	237

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ-3 (8a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計					報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	合 計					報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
	報告 施設数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		報告 施設数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
北海道	166	35	11			212	183	36	11			230
青森県	69	20	1		5	95	69	20	1		5	95
岩手県	90	15	3		3	111	90	15	3		3	111
宮城県	79	22	2		2	105	82	22	2		2	108
秋田県	54	12				66	54	12				66
山形県	68	13			2	83	68	13			2	83
福島県	71	13			3	87	89	23			3	115
茨城県	188	113	1			302	215	123	1			339
栃木県	113	20			4	137	159	26			6	191
群馬県	67	18				85	79	22				101
埼玉県	145	46	10	2	2	203	168	52	11	2	2	233
千葉県	167	49	8	2	6	230	175	49	8	2	6	238
東京都	129	44	67	33		240	130	44	67	33		241
神奈川県	66	26	10	1		102	67	26	10	1		103
新潟県	104	38	24		5	171	114	39	24		7	184
富山県	32	9	14		1	56	67	10	19		2	98
石川県	39	24	9	1	2	74	40	24	9	1	2	75
福井県	34	13			3	50	43	13			3	59
山梨県	43	6	3		1	53	44	7	3		1	55
長野県	68	20			1	89	80	21			1	102
岐阜県	101	45	5	1	1	152	101	47	5	1	1	154
静岡県	148	44	13	2	8	213	210	52	13	2	9	284
愛知県	142	34				176	302	41			2	345
三重県	86	49	22	4	3	160	116	51	22	4	3	192
滋賀県	57	23	1		3	84	78	24	1		3	106
京都府	59	14				73	62	14				76
大阪府	74	13			3	90	75	14			3	92
兵庫県	102	42	23	12	2	169	107	43	24	12	2	176
奈良県	86	40	31	13		157	86	40	31	13		157
和歌山県	54	14				68	54	14				68
鳥取県	24	17	2		1	44	26	17	2		1	46
島根県	28	10	1		1	40	30	11	1		1	43
岡山県	87	15				102	91	15				106
広島県	70	16	1			87	70	16	1			87
山口県	75	31	3	1	1	110	86	31	3	1	1	121
徳島県	81	22	5			108	81	22	5			108
香川県	67	19	8	1	3	97	69	19	8	1	3	99
愛媛県	104	18	6	3	4	132	107	18	6	3	4	135
高知県	35	30	25	20	3	93	35	30	25	20	3	93
福岡県	75	30	54	48	4	163	97	32	54	48	4	187
佐賀県	41	16	8	2		65	44	18	8	2		70
長崎県	50	19			1	70	51	19			1	71
熊本県	85	8	4	1		97	103	8	4	1		115
大分県	34	6	1			41	37	6	1			44
宮崎県	49	3	3		4	59	50	3	3		4	60
鹿児島県	114	30	2			146	114	30	2			146
沖縄県	59	12	13			84	60	12	13			85

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-3 (8b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計					報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)	合 計					報告 対象 施設数 (a+b+c+ e)
	報告 施設数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		報告 施設数 (a)	休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市	18	4				22	19	4				23
仙台市	22	1				23	23	1				24
さいたま市	14	9				23	14	9				23
千葉市	23	11	3			37	24	12	4			40
横浜市	31	28				59	34	28	1			63
川崎市	10		26	22	1	37	14		28	24	1	43
相模原市	19	1				20	19	1				20
新潟市	25	6	11	9		42	25	6	11	9		42
静岡市	24	10	1		3	38	33	10	1		3	47
浜松市	19	13	1			33	24	15	2			41
名古屋市	19	13	2	2	4	38	33	13	2	2	4	52
京都市	18	24	1			43	29	25	1			55
大阪市	30	4			4	38	37	4			4	45
堺市	19	8				27	30	9				39
神戸市	18	7				25	18	7				25
岡山市	26	15			1	42	26	15			1	42
広島市	23	10				33	25	10			1	36
北九州市	33	3				36	40	5				45
福岡市	16					16	16					16
熊本市	10	8				18	10	8				18
函館市	7	3				10	7	3				10
旭川市	8	2				10	8	2				10
青森市	16	4				20	16	4				20
八戸市	15	4				19	18	4				22
盛岡市	15	2			1	18	15	2			1	18
秋田市	12	4				16	12	4				16
山形市	7					7	7					7
福島市	9	1				10	9	1				10
郡山市	12	1			1	14	12	1			1	14
いわき市	24	2	1			27	30	2	1			33
水戸市	6					6	6					6
宇都宮市	13	3				16	14	3				17
前橋市	14	6	2	1		22	15	6	2	1		23
高崎市	13	5	5			23	13	5	5			23
川越市	9					9	10					10
川口市	6					6	7					7
越谷市	5	2	2			9	5	2	2			9
船橋市	9	4				13	10	4				14
柏市	10	2				12	10	2				12
八王子市	13	4	2	1	1	20	13	4	2	1	1	20
横須賀市	7	4	1			12	7	4	1			12
富山市	17	12	1		1	31	19	13	1		4	37
金沢市	15	6	1	1		22	15	6	1	1		22
福井市	16	1				17	19	1				20
甲府市	3		1			4	3		1			4
長野市	10	4				14	10	4				14
松本市	8	3				11	16	3				19
岐阜市	10	10	3			23	12	10	3			25
豊橋市	11	3				14	15	4				19
岡崎市	9	5	1			15	11	5	1			17
一宮市	4		1			5	4		1			5
豊田市	9		1			10	24		1		3	28
大津市	8	3				11	8	3				11
豊中市	3		2			5	3		2			5
吹田市	6					6	6					6
高槻市	7	2			1	10	7	2			1	10
枚方市	8	2				10	9	2				11
八尾市	3	1				4	13	1				14
寝屋川市	2	3				5	2	3				5
東大阪市	15	3				18	15	3				18
姫路市	25	6	1	1	1	33	43	15	1	1	1	60
尼崎市	8	2	6			16	8	2	6			16
明石市	5	1				6	5	1				6
西宮市	6	1				7	6	1				7
奈良市	11	15				26	11	15				26
和歌山市	23	11				34	27	12				39
鳥取市	16	4				20	16	4				20
松江市	6					6	6					6
倉敷市	27	6				33	41	7				48
呉市	10	6				16	10	6				16
福山市	27	8	4	3		39	30	9	4	3		43
下関市	8	4			1	13	19	4			1	24
高松市	13	4				17	14	4				18
松山市	16	12				28	16	12				28
高知市	10	4	6	1	1	21	10	4	6	1	1	21
久留米市	13		1			14	18		1			19
長崎市	6	1			1	8	6	1			1	8
佐世保市	8	8				16	8	8				16
大分市	21	3			1	25	23	3			1	27
宮崎市	12	1	1			14	12	1	1			14
鹿児島市	27	6				33	28	6				34
那覇市												
合 計	4888	1565	482	188	105	7040	5663	1654	494	190	120	7931

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ-4 (1a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—都道府県別)

	硫酸塩ペルダ(クワトペルダ)又は亜硫酸ペルダ(サルフイトペルダ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設					カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設					硫酸カリウムの製造の用に供する魔ガス洗浄施設				
	報告事業場数(a)	未報告事業場数				報告事業場数(a)	未報告事業場数				報告事業場数(a)	未報告事業場数			
		休止(b)	未測定(c)	うち前年度も未測定(d)	報告期限到来前に廃止(e)		休止(b)	未測定(c)	うち前年度も未測定(d)	報告期限到来前に廃止(e)		休止(b)	未測定(c)	うち前年度も未測定(d)	報告期限到来前に廃止(e)
北海道	3	1				4									
青森県															
岩手県	1					1									
宮城県	2					2									
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県						1					1				
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県								1			1				
富山県	1					1									
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県	1					1									
静岡県															
愛知県	1					1									
三重県	1					1									
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県	1					1									
島根県	1					1									
岡山県															
広島県															
山口県	1					1									
徳島県	1					1									
香川県															
愛媛県	1					1									
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県	1					1									
大分県															
宮崎県	1					1									
鹿児島県	1					1									
沖縄県															

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4 (1b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—政令市別)

	硫酸塩ペルオ（クラフトペルオ）又は 亜硫酸ペルオ（セルファイトペルオ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設					カーボイド法アセレンの製造の用に供する アセレン洗浄施設					硫酸カリウム製造の用に供する 廃ガス洗浄施設							
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市							1					1						
川崎市																		
相模原市																		
新潟市	1					1												
静岡市									1	1		1						
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
岡山市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
熊本市																		
函館市																		
旭川市	1					1												
青森市																		
八戸市	1					1												
盛岡市																		
秋田市	1					1												
山形市																		
福島市																		
郡山市																		
いわき市																		
水戸市																		
宇都宮市																		
前橋市																		
高崎市																		
川越市																		
川口市																		
越谷市																		
船橋市																		
柏市																		
八王子市																		
横須賀市																		
富山市																		
金沢市																		
福井市																		
甲府市																		
長野市																		
松本市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
一宮市																		
豊田市																		
大津市																		
豊中市																		
吹田市																		
高槻市																		
枚方市																		
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
姫路市																		
尼崎市																		
明石市																		
西宮市																		
奈良市																		
那覇市																		
和歌山市																		
鳥取市																		
松江市																		
倉敷市																		
呉市	1					1												
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
久留米市																		
長崎市																		
佐世保市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
那覇市																		
合 計	23	1	0	0	0	24	2	0	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ-4 (2a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一都道府県別)

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設					塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設				
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県	1				1										
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県	1				1										
愛知県															
三重県											1				1
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県											1				1
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県											2				2
徳島県															
香川県	1				1										
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4（2b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－政令市別）

	アセチレン繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設						担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設						塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
相模原市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市						1						1						
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
岡山市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
熊本市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
八戸市																		
盛岡市																		
秋田市																		
山形市																		
福島市																		
郡山市																		
いわき市																		
水戸市																		
宇都宮市																		
前橋市																		
高崎市																		
川越市																		
川口市																		
越谷市																		
船橋市																		
柏市																		
八王子市																		
横須賀市																		
富山市																		
金沢市																		
福井市																		
甲府市																		
長野市																		
松本市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
一宮市																		
豊田市																		
大津市																		
豊中市																		
吹田市																		
高槻市																		
枚方市																		
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
姫路市																		
尼崎市																		
明石市																		
西宮市																		
奈良市																		
那覇市																		
和歌山市																		
鳥取市																		
松江市																		
倉敷市																		
呉市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
久留米市																		
長崎市																		
佐世保市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
那覇市																		
合 計	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0

注1）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ-4 (3a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一都道府県別)

	カブロン酸の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設					クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施 設、廃ガス洗浄施設					4-クロロフタル酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設				
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	1				1										
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4（3b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別—政令市別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設						クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施 設、廃ガス洗浄施設						4-クロロフタル酸水素トリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数			報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市																		
仙台市																		
さいたま市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市																		
相模原市																		
新潟市																		
静岡市																		
浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
堺市																		
神戸市																		
岡山市																		
広島市																		
北九州市																		
福岡市																		
熊本市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
八戸市																		
盛岡市																		
秋田市																		
山形市																		
福島市																		
郡山市																		
いわき市							1						1					
水戸市																		
宇都宮市																		
前橋市																		
高崎市																		
川越市																		
川口市																		
越谷市																		
船橋市																		
柏市																		
八王子市																		
横須賀市																		
富山市																		
金沢市																		
福井市																		
甲府市																		
長野市																		
松本市																		
岐阜市																		
豊橋市																		
岡崎市																		
一宮市																		
豊田市																		
大津市																		
豊中市																		
吹田市																		
高槻市																		
枚方市																		
八尾市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
姫路市																		
尼崎市																		
明石市																		
西宮市																		
奈良市																		
那覇市																		
和歌山市																		
鳥取市																		
松江市																		
倉敷市																		
呉市																		
福山市																		
下関市																		
高松市																		
松山市																		
高知市																		
久留米市																		
長崎市																		
佐世保市																		
大分市																		
宮崎市																		
鹿児島市																		
合 計	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

注1）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ-4 (4a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一都道府県別)

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設					ジクロロベンゾイルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジクロロベンゾイルの洗浄施設及び熱風乾燥施設					アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうちの廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				
	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)
			未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)				未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)				未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1				1										
茨城県															
栃木県											1				1
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県											3				3
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県											1				1
静岡県											4				4
愛知県															
三重県															
滋賀県											1				1
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県						1				1					
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4（４b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－政令市別）

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフチノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設					ジメチルベンゼンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルベンゼン洗浄施設及び熱風乾燥施設					アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうちの廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				
	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)	報告事業場数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c+e)
			未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)				未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)				未測定 (c)	うち前年度も未測定 (d)	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市											1				1
浜松市															
名古屋市											1				1
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
水戸市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
松本市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
一宮市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市											1				1
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	13	0	0	13

注1）令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ-4 (5a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設					廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設 及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出する もの				
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道											6	3	1	1	10
青森県											1				1
岩手県											2				2
宮城県											1				1
秋田県															
山形県											1				1
福島県											6	1			7
茨城県											5				5
栃木県											1	1			2
群馬県	1				1						2				2
埼玉県											3	1			4
千葉県											12	1			13
東京都											1				1
神奈川県											1				1
新潟県											3	2	1		6
富山県											4				4
石川県											4	1			5
福井県											1	1			2
山梨県											1				1
長野県											1				1
岐阜県											4	5			9
静岡県						2				2	13	4	1		20
愛知県						1				1	10	4			14
三重県											2	3	2		7
滋賀県											1				1
京都府												1			1
大阪府											1				1
兵庫県											4				4
奈良県												1			1
和歌山県											2				2
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県											2	1			3
山口県											9				9
徳島県											4	1			5
香川県											3				3
愛媛県	1				1						2	1			3
高知県												4			4
福岡県	1				1						3		1		4
佐賀県												2			2
長崎県															
熊本県											1				1
大分県															
宮崎県											2				2
鹿児島県															
沖縄県												1			1

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4 (5b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設					廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設 及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出する もの							
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 対象 事業場 数数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 対象 事業場 数数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 対象 事業場 数数 (a+b+c+ e)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)			休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市																		
仙台市												1					1	
さいたま市												4					4	
千葉市												2					2	
横浜市												8					8	
川崎市												2		8			10	
相模原市																		
新潟市												2					2	
静岡市												4	1	1	1		6	
浜松市												1					1	
名古屋市												2					2	
京都市													1				1	
大阪市												1					1	
堺市												1					1	
神戸市																		
岡山市													1				1	
広島市																		
北九州市												1					1	
福岡市																		
熊本市																		
函館市																		
旭川市																		
青森市																		
八戸市	1					1												
盛岡市																		
秋田市												2	1				3	
山形市																		
福島市												2					2	
郡山市												2					2	
いわき市	1					1						6					6	
水戸市																		
宇都宮市													1				1	
前橋市												3					3	
高崎市												1	1				2	
川越市												1					1	
川口市												1					1	
越谷市												1					1	
船橋市																		
柏市																		
八王子市																		
横須賀市																		
富山市												2					2	
金沢市																		
福井市																		
甲府市																		
長野市												3	1				4	
松本市																		
岐阜市													2				2	
豊橋市												1					1	
岡崎市																		
一宮市																		
豊田市																		
大津市																		
豊中市												1					1	
吹田市																		
高槻市																		
枚方市												2	1				3	
八尾市																		
寝屋川市												1	1				2	
東大阪市																		
姫路市												3					3	
尼崎市												3					3	
明石市												1					1	
西宮市												2					2	
奈良市																		
和歌山市												3					3	
鳥取市																		
松江市												1					1	
倉敷市												7					7	
呉市																		
福山市																		
下関市																		
高松市													2				2	
松山市																		
高知市														1	1		1	
久留米市																		
長崎市												2	1				3	
佐世保市													4				4	
大分市												2					2	
宮崎市																		
鹿児島市																		
那覇市																		
合 計	5	0	0	0	0	5	3	0	0	0	0	3	201	57	16	3	276	

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ-4 (6a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設					フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設				
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	
北海道	1				1						2	1			3
青森県											1				1
岩手県											1				1
宮城県											1				1
秋田県											1				1
山形県															
福島県															
茨城県											4				4
栃木県											3				3
群馬県											2				2
埼玉県						1				1	10				10
千葉県						1				1	4	1			5
東京都											17				17
神奈川県											11	1			12
新潟県											1	1			2
富山県											2				2
石川県															
福井県											1				1
山梨県															
長野県											3				3
岐阜県											2				2
静岡県						1				1	3				3
愛知県						1				1	5	1			6
三重県											1				1
滋賀県											2				2
京都府															
大阪府										1	1	8			8
兵庫県											2				2
奈良県											1				1
和歌山県															
鳥取県											2				2
島根県															
岡山県											2				2
広島県															
山口県						1				1	3				3
徳島県															
香川県						1				1					
愛媛県		1			1						1				1
高知県															
福岡県											1				1
佐賀県	1				1										
長崎県															
熊本県	1				1	2									
大分県															
宮崎県											1				1
鹿児島県															
沖縄県						1				1					

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4 (6b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別—政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設					フッ素類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数				報告 事業場 数 (a)
		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)		休止 (b)	未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)	報告期 限到来 前に廃 止 (e)	
札幌市											3				3	
仙台市											2				2	
さいたま市																
千葉市											2				2	
横浜市											5				5	
川崎市												2			2	
相模原市													2			
新潟市						2				2						
静岡市						1				1	2				2	
浜松市											2				2	
名古屋市											6				6	
京都市											3				3	
大阪市											5				5	
堺市											2				2	
神戸市											4				4	
岡山市																
広島市											4				4	
北九州市											3				3	
福岡市											3				3	
熊本市											2				2	
函館市											1				1	
旭川市											1				1	
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市											1				1	
山形市																
福島市																
郡山市											1				1	
いわき市	1					1					1				1	
水戸市																
宇都宮市											1				1	
前橋市											1				1	
高崎市											1				1	
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市											1				1	
柏市																
八王子市											1				1	
横須賀市											1				1	
富山市											2				2	
金沢市											3				3	
福井市																
甲府市											1				1	
長野市											3				3	
松本市																
岐阜市											3				3	
豊橋市											1				1	
岡崎市																
一宮市											1				1	
豊田市																
大津市											1				1	
豊中市											1	1			2	
吹田市																
高槻市											1				1	
枚方市											1				1	
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市											2				2	
姫路市											2				2	
尼崎市											2				2	
明石市											2				2	
西宮市											3				3	
奈良市																
和歌山市											2				2	
鳥取市											1				1	
松江市											1				1	
倉敷市											1				1	
呉市																
福山市											1				1	
下関市						1				1						
高松市											2				2	
松山市																
高知市						1				1						
久留米市																
長崎市											1				1	
佐世保市											1				1	
大分市																
宮崎市											2				2	
鹿児島市											2				2	
那覇市																
合 計	4	1	0	0	1	6	12	0	0	0	1	13	200	5	3	208

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ-4 (7a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出 される水の処理施設					合 計					
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				報告期 限到来 前に廃 止 (e)	未測定 (c)		うち前 年度も 未測定 (d)
北海道						12	5	1	1	18	
青森県						2				2	
岩手県						4				4	
宮城県						4				4	
秋田県	1				1	2				2	
山形県						1				1	
福島県	1				1	8	1			9	
茨城県	1				1	10				10	
栃木県		1			1	5	2			7	
群馬県						6				6	
埼玉県						14	1			15	
千葉県	2				2	20	2			22	
東京都						18				18	
神奈川県						12	1			13	
新潟県	3		1		4	7	3	3		13	
富山県						10				10	
石川県						4	1			5	
福井県						2	1			3	
山梨県						1				1	
長野県						4				4	
岐阜県						8	5			13	
静岡県						24	4	1		31	
愛知県	1				1	20	5			25	
三重県	1				1	6	3	2		11	
滋賀県						4				4	
京都府							1			1	
大阪府						9			1	10	
兵庫県						7				7	
奈良県						1	1			2	
和歌山県						2				2	
鳥取県						3				3	
島根県						1				1	
岡山県						2				2	
広島県	1				1	3	1			4	
山口県	1				1	17				17	
徳島県						5	1			6	
香川県						5				5	
愛媛県	2				2	8	2			10	
高知県							4			4	
福岡県						5		1		6	
佐賀県						1	2			3	
長崎県											
熊本県						3			1	4	
大分県											
宮崎県	1				1	5				5	
鹿児島県						1				1	
沖縄県						1	1			2	

注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ-4 (7b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)	未報告事業場数		報告 対象 事業場 数 (a+b+c+ e)	報告 事業場 数 (a)	休止 (b)
			未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)				未測定 (c)	うち前 年度も 未測定 (d)			
札幌市						3				3	3	
仙台市						3				3	3	
さいたま市						4				4	4	
千葉市	1				1	5				5	5	
横浜市						14				14	14	
川崎市						2		10		12	12	
相模原市												
新潟市						5				5	5	
静岡市						8	1	2	2	11	11	
浜松市						3				3	3	
名古屋市						10				10	10	
京都市						3	1			4	4	
大阪市						6				6	6	
堺市						3				3	3	
神戸市						4				4	4	
岡山市							1			1	1	
広島市						4				4	4	
北九州市						4				4	4	
福岡市						3				3	3	
熊本市						2				2	2	
函館市						1				1	1	
旭川市						2				2	2	
青森市												
八戸市						2				2	2	
盛岡市												
秋田市						4	1			5	5	
山形市												
福島市						2				2	2	
郡山市						3				3	3	
いわき市						10				10	10	
水戸市												
宇都宮市						1	1			2	2	
前橋市						4				4	4	
高崎市						2	1			3	3	
川越市						1				1	1	
川口市						1				1	1	
越谷市						1				1	1	
船橋市						1				1	1	
柏市												
八王子市						1				1	1	
横須賀市						1				1	1	
富山市						4				4	4	
金沢市						3				3	3	
福井市												
甲府市						1				1	1	
長野市						6	1			7	7	
松本市												
岐阜市						3	2			5	5	
豊橋市						2				2	2	
岡崎市												
一宮市						1				1	1	
豊田市						1				1	1	
大津市						2		1		3	3	
吹田市												
高槻市						1				1	1	
枚方市						3	1			4	4	
八尾市												
寝屋川市						1	1			2	2	
東大阪市						2				2	2	
姫路市						5				5	5	
尼崎市						5				5	5	
明石市						3				3	3	
西宮市						5				5	5	
奈良市												
和歌山市						5				5	5	
鳥取市						1				1	1	
松江市						2				2	2	
倉敷市						8				8	8	
呉市						1				1	1	
福山市						1				1	1	
下関市						2				2	2	
高松市						2				2	2	
松山市							2			2	2	
高知市						1		1	1	2	2	
久留米市												
長崎市						3	1			4	4	
佐世保市						1	4			5	5	
大分市	2				2	4				4	4	
宮崎市						2				2	2	
鹿児島市						2				2	2	
那覇市												
合 計	18	1	1	0	0	20	493	65	22	4	4	584

注1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ－５ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(令和５年４月１日～令和６年３月３１日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	183	7
文書指導件数	300	13
一時使用停止命令	0	0
その他	1	0

注) 未報告１件に対し、令和５年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－２に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ-6 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係一都道府県別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	4				1			
青森県	1							
岩手県	1							
宮城県								
秋田県	2							
山形県	1							
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県	1							
千葉県	8							
東京都								
神奈川県	3							
新潟県	1				1			
富山県								
石川県	4							
福井県	5							
山梨県	1	31				1		
長野県								
岐阜県	1							
静岡県	14				4			
愛知県								
三重県	1			1				
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県	3							
奈良県		81						
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県	1	11				4		
徳島県	43	12						
香川県	4							
愛媛県	4							
高知県		79						
福岡県	41	3			1			
佐賀県	1	2						
長崎県								
熊本県	1	1						
大分県	2							
宮崎県								
鹿児島県	2							
沖縄県	1							

注) 未報告1件に対し、令和5年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ-6 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係一政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市		18						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		46				7		
静岡市	1							
浜松市	2							
名古屋市	1							
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市	6							
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	1							
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
水戸市								
宇都宮市								
前橋市	2							
高崎市	1							
川越市								
川口市								
越谷市	3							
船橋市								
柏市								
八王子市	1							
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
松本市								
岐阜市	2							
豊橋市								
岡崎市	1							
一宮市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市	4							
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市		8				1		
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市	2	2						
下関市								
高松市								
松山市	1							
高知市	3	6						
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市	1							
鹿児島市								
那覇市								
合 計	183	300	0	1	7	13	0	0

注1) 未報告1件に対し、令和5年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７ 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

措 置 状 況		大気関係	水質関係
基準超過件数		29	0
	口頭指導件数	45	0
	文書指導件数	14	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	0	0
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	1	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0
	その他	11	0

注) 表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において、令和５年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。
なお、令和５年度に執られた措置に加えて令和６年度に執られた措置を含む場合がある。

表Ⅳ－１ 環境基準値を超過する土壤汚染の判明状況等（全国）

	地域数
環境基準値を超過する土壤汚染が判明した地域 (汚染土壤の除去等の対策が完了した地域を含む)	57
令和５年４月１日から令和６年３月３１日の間に新たに土壤汚染が判明した地域	1
令和６年３月３１日現在、既に対策が完了した地域	46

表Ⅳ－２ 土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

令和５年４月１日～令和６年３月３１日	
法第２９条第１項に基づく対策地域の指定件数	0
法第３１条第１項に基づく対策計画の策定件数	0
法第３２条第１項に基づく対策計画の変更件数	0
令和６年３月３１日現在	
対策地域指定件数（累計）	6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1) 3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2) 3
対策事業実施中の指定対策地域数	0
対策計画策定中の指定対策地域数	0

- (※1) ・東京都大田区大森南
指定面積：365m²
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- ・和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m²
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- ・香川県高松市新開西公園
指定面積：342m²
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) ・東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m²
指定年月日：平成18年3月6日
- ・福島県双葉郡大熊町大字小入野
指定面積：8,970m²
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
（* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。）
- ・東京都荒川区東尾久七丁目
指定面積：9,601m²
指定年月日：平成26年2月21日

表Ⅳ－３ 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

	事業場数	件数	試料採取数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	０	０	－
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	１５	２０	－
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	２	２	２
法第３６条第２項に基づく要求等	－	０	－

表Ⅳ－４（１ａ） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別―都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場		大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県							3	3				
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表Ⅳ－４（１b） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種別別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市							3	3				
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
水戸市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市							2	2				
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
松本市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
一宮市							1	1			6	11
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0	6	11

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅳ－４（２a） 報告徴収及び立入検査等件数
(土壌関係／特定事業場種類別－都道府県別)

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみ を設置する事業場			水質基準対象施設のみ を設置する事業場			大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場			資料の送付等 協力の要求	ダイオキシン類によ る環境の汚染防止 若しくはその除去に 関する意見具申
	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	件数	件数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

表IV－4（2b） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求 件数	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申 件数
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数		
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
山形市											
福島市											
郡山市	1	1	1				1	1	1		
いわき市											
水戸市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
川口市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
福井市											
甲府市											
長野市											
松本市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
一宮市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
吹田市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
寝屋川市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
鳥取市											
松江市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合 計	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表V－1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

令和6年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 （上乗せ排出基準関係）	な し	な し	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、熊 本県、札幌市、 さいたま市、横浜市、 川崎市、名古屋市、柏 市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、山 梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注）「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。